

山梨県公報

号外第三十五号

平成二十二年

四月二十一日

木曜日

目次

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人古屋俊一郎から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年四月二十一日

山梨県監査委員	興水 孝修
同	中込 孝元
同	土屋 直伸
同	岡 伸

包括外部監査結果報告書

平成22年3月25日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 古屋 俊一郎

第1 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法292条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件名(監査のテーマ)

(1) 福祉事業における県からの貸付金・委託金・補助金・負担金・随意契約等の財務に関する事務及び財政援助団体に関する財務事務

(2) 政務調査費及び議会事務局の財務事務

3. 事件を選定した理由及び監査対象

(1) 事件を選定した理由

① 山梨県の歳入決算額は、ほぼ確実に減少しており(約10年で1,100億円減少)厳しい財政状況が現在も継続しているため財政の健全化に向け、費用の削減に取り組んでいるのが実情である。社会化現象としては高齢化が進み、また医療の重要性も増し、少子化にも拍車がかかっている。このような社会の動きに対し、山梨県及び老人・子供等を相手としている社会福祉法人は相互に協調しながら県民の福祉の増進に役立つべく努力していると思われる。そこで、山梨県における福祉保健部の行政の財務事務及び管理、また社会福祉法人の財務事務及び管理の重要性が増大しているため、山梨県及び社会福祉法人の事務が適切に管理・運用され経済的・合理的に行われているか検討する必要がある。したがって、福祉事業における山梨県からの多額の貸付金・委託金・補助金・負担金・随意契約等を包括外部監査の監査対象として選定した。

② 政務調査費は議員報酬以外の第二の議員報酬といわれているが、従来支出状況を明確にする証拠種類(証拠)の提出が義務付けられていなかった。平成20年度より山梨県政務調査費の交付に関する条例・規程(平成20年4月1日施行)で議員は政務調査費の支出について会計帳簿を調製し、証拠書類等の整理・保管・提出が義務付けられた。

従来より政務調査費の支出状況について、当該支出内容の妥当性が問題となっていたが、証拠書類の添付が義務付けられ、また政務調査費の使用基準及び使途基準の運用指針等「政務調査費の手引」も作成されたため県民の税金の適正な運用が行われているか検証可能な環境が整ってきた。そこで、支出内容の監査が十分行えるかと判断し、また今後の政務調査費支出のあり方に一定の方向付けが出来ればと考え、政務調査費を包括外部監査の監査対象として選定した。

(2) 監査対象

① 山梨県の福祉事業における監査対象原課

No	所管課
1	医務課
2	児童家庭課

② 山梨県の福祉事業における出先機関

No	出先機関
1	中北保健福祉事務所
2	峡南保健福祉事務所
3	衛生公害研究所

③ 山梨県の福祉事業における財政援助団体と財政援助団体の所管課

No	団体名	所管課
1	山梨県社会福祉協議会	福祉保健総務課
2	社会福祉法人 緑水会	福祉保健総務課
3	社会福祉法人 へいりん荘	福祉保健総務課
4	社会福祉法人 身延山福祉会	福祉保健総務課
5	社会福祉法人 山梨ライントハウス	福祉保健総務課
6	社会福祉法人 千野保育園	児童家庭課
7	社会福祉法人 奥湯村福祉会	福祉保健総務課
8	社会福祉法人 和吉福祉会	福祉保健総務課
9	医療法人 正寿会	福祉保健総務課
10	社会福祉法人 清翔会	福祉保健総務課
11	社会福祉法人 聖愛会	児童家庭課
12	社会福祉法人 甲西厚生会	福祉保健総務課
13	社会福祉法人 ひかりの家	福祉保健総務課

④ 政務調査費及び議会事務局

No	所管課
1	議会事務局

4. 監査の要点及び着眼点

1. II. 山梨県福祉保健部関係及び社会福祉法人関係

財政援助団体総括

- 1 法人経営及びガバナンス（企業統治）は適正であるか
- 2 委託契約は適正であり、また削減されているか
- 3 指定管理者制度の運用状況の検討
- 4 財政援助団体が所定の会計基準、法令規則等に準拠して財務諸表を作成しているか
- 5 職員数・人件費が適正であるか
- 6 資産管理、及び会計処理の妥当性についての検討
- 7 財政援助団体の補助金・負担金・委託料は適切に処理されているか

指定管理者制度関係

- 1 選定手続は条例、規則に準拠しているか。また、指定管理者の財務状況、指定期間、契約事務手続、協定書内容は妥当であるか。
- 2 公募しない施設は合理性があるか。また、指定管理者制度に移行しない場合は合理性があるか、移行の検討が行われているか
- 3 設置管理条例の改正の妥当性
- 4 当初の運営費用と指定管理者制度へ移行した時に費用の削減額の検討
- 5 施設の利用状況の検討
- 6 運営コスト（指定管理料）の妥当性
- 7 施設の建設コストの妥当性
- 8 公有財産管理の妥当性
- 9 施設の維持管理・修理の妥当性
- 10 事業評価を行い適切に指導監督が行われているか

委託料関係

- 1 県からの委託事業
 - (1) 契約が地方自治法施行令、山梨県財務規則、運用通知等法令・規則・通知に準拠しているか
 - (2) 委託料の積算額は妥当であるか
 - (3) 随意契約の根拠は妥当であるか
 - (4) 相見積り、競争入札に適さない理由と根拠等は妥当であるか
- 2 県からの委託事業の再委託について
 - (1) 契約手続・相手方の選定方法、事業期間は妥当であるか。また契約書、覚書等は整備されているか

- (2) 委託の理由は合理的か。また委託料の積算額は妥当であるか
- (3) 委託業務の成果品は適時検収されているか。契約どおり支払が行われているか。

負担金・補助金関係

- 1 補助金交付が要綱等に基づき適正に支払われているか
- 2 補助金交付が人件費補償となっているかどうか

貸付金関係

- 1 貸付金管理は妥当に行われているか
- 2 不納欠損処理すべき額があるか

Ⅲ. 政務調査費関係及び県議会事務局

(1) 政務調査費関係

- 1 山梨県政務調査費の交付に関する条例・規程に準拠しているか
 - 2 政務調査費が使途基準及び使途基準の運用指針に準拠して使用されているか
 - 3 人件費について勤務実態上問題はないか、また源泉徴収が適正になされ所得税上適切に処理されているか
 - 4 政務調査費と費用弁償の二重払の可能性はないか、また諸経費の支払上二重払・私的な活動の費用はないか、活動実態のないものはないか
 - 5 調査研究活動を行うための環境整備（固定資産の購入等）にまで政務調査費を充当していないか
 - 6 証憑書類に合理性に欠けるものはないか
 - 7 政務調査費で改善すべき事項、例えば費用の削減等が可能なものはないか
- (2) 県議会事務局関係**
- 1 県議会事務局の財務に関する事務が規程等に準拠しているか
 - 2 経費の支払は適正であるか
- 5. 監査の手続**
- 1. 山梨県福祉保健部関係の監査手続**
- 1 各所管課の概況を把握するために定例監査調査書、条例・規程等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。
 - 2 経費の支払いについて、証憑書類に基づいて適正に処理されているか検討する。
 - 3 貸付金については勘定分析、証憑突合、質問等の手続を行う。

- 4 補助金については、交付要綱に準拠して適正に支払われているかについて証憑突合、質問等の手続を行う。

Ⅱ. 社会福祉法人関係の監査手続

- 1 財政援助団体等の概況を把握するため組織図、事業報告書、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。また、アンケート調査も行う。
- 2 事業報告書の過年度比較、他の財政援助団体との比較、比率分析等の分析の手続を行う。
- 3 財政援助団体の財務に関する事務が証憑書類に基づいて適正に処理されているかを確認するため証憑突合、勘定分析、質問等の監査手続を行う。また、関係法令等に準拠しているか、否かについて準拠性違反がないかを確認する。

- 4 人件費を県職員と比較して妥当性を検討する。
- 5 現金、固定資産等の実査・確認を行う。必要に応じて現地視察も行う。
- 6 内部統制システムが有効に機能しているかを確認するため、システムの関係書類を閲覧し、必要に応じて質問を行い、整備・運用状況の妥当性を検討する。
- 7 社会保険事務が適正に行われているかを担当者への質問及び関係資料により確認する。

Ⅲ. (1) 政務調査費の監査手続

- 1 政務調査費の概況を把握するため、条例・規程、「政務調査費の手引き」選挙区別・党派別名簿、県議会役員名、定例会期情報等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。
- 2 調査研究活動記録票、証憑書類、政務調査費支出簿、政務調査費（人件費）、勤務実績表、勤務日誌、雇用契約書等を基に調査研究活動に要する経費として適正に処理されているか検討する。
- 3 人件費の勤務実態及び事務所の概況把握のため、事務所職員にヒアリングを実施する。
- 4 各議員・各会派について事実確認が必要なものについては、個々の議員・各会派に質問を行い内容を確認する。

Ⅲ. (2) 県議会事務局の監査手続

- 1 県議会事務局の概況を把握するために定例監査調査書、組織図、条例・規程等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。
- 2 経費の支払いについて証憑書類に基づいて適正に処理されているか検討

する。

6. 包括外部監査の実施期間

平成 21 年 7 月 23 日より平成 22 年 1 月 20 日

7. 包括外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人	古屋俊一郎 (公認会計士)
補助者	久保嶋 仁 (公認会計士)
	加藤 隆博 (公認会計士)
	矢野 邦夫 (公認会計士)
	小俣 光文 (東京経済大学准教授・公認会計士)
	田中 佑幸 (公認会計士)
	吉野 達郎 (社会保険労務士)
	有賀 裕之 (その他)

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 包括外部監査結果一覧表

I 山梨県福祉保健部

I-1. 医務課

(1) 看護職員修学資金貸付金残高 20 億円について、貸付金残高の実在性を検討したところ、15 億円が免除等手続未了による貸付金残高となっている。このうち 9 億円については、貸付開始から時間が経過した比較的古いもので、時効期間が到来したり、貸与証明書など関係書類に不備のあるものがあることが判明した。また、6 億円については、貸付開始から比較的新しいものであり、今回追跡調査の対象としたところである。

いずれにしても、過去において当該貸付金管理を実質的に放置していたものであり、県の責任は重いものがあると言わざるを得ない。このようなことから、県では事態を重く受け止め、集中的に貸付金の処理を行うため、プロジェクトチームを設置したが、現在進めている調査及び作業を十分行い、債権残高を確定した上で、免除・返還・権利放棄等の処理を明確にすべきである。

(2) 医師修学資金貸付金が平成 19 年度から平成 34 年度まで行われると、総額 42 億円となるが、上記 (1) の看護職員修学資金貸付金のずさんな管理とならないよう厳格に管理する必要がある。

(3) 甲府看護専門学校運営費補助金 3,100 万円について、補助金交付要綱に準拠した補助金は 1,307 万円であり、1,793 万円は過大であると考える。

(4) 陝西病院院棟増築工事にかかる医療施設近代化施設整備補助金 3 億 3,009 万円に関し、同補助金の消費税に係る仕入税額控除報告書が徴求されていなかった。監査日後 652,330 円の補助金の返還が必要であることが判明した。

(5) 医務課で管理している具有財産 (土地) について、①登記簿の抹消手続き必要なもの 343.23 m²、②実態のない土地 27.87 m²、③中央市に無償譲渡すべきもの 1,746.64 m²がある。

(6) 山梨県医療供給体制づくり等交付金 4,000 万円について補助金対象団体の財政状態を考慮すべきである。また、当該交付金の旅費の計算根拠実費支給を相当超えるものであるため見直しを検討すべきである。

I-2. 児童家庭課

(1) 産休等代替職員費補助金の補助対象施設は 24 施設あるが、現状の補助金実績の大部分が保育所であり、とてもかたよった補助金交付となっている。

(2) 産休等代替職員費補助金は、健康保険法の出産手当金を活用して県の補助

金を削減するか、または現状と同じ補助金を維持しつつ、出産手当金も活用して保育園の支出を減少させることを検討すべきである。

(3) ①母子福祉資金、②寡婦福祉資金、③父子福祉資金の貸付金残高について、中北保健福祉事務所を含む5事業所の合計額640百万円であるが、同じ貸付金残高が「山梨県一般会計特別会計歳入歳出決算報告書」では645百万円となっており5百万円の差額が発生している。

(4) 安心子ども基金について山梨県は、平成20年度6億円、(平成21年9月に10億円)の国交付金を受け、基金に積み立てた。都道府県全体では、平成20年度に1,000億円、(平成21年9月に1,500億円)の基金が創設されたものである。当該基金については、地域の実情に応じて有効に活用して頂きたいものである。

1-3. 福祉保健総務課

(1) 民間社会福祉施設等整備資金利子補給金について、補助金交付先における経営成績の実態に関係なく行うため、医療法人A会のように税引前当期純利益が63百万円あるところにも補助金10百万円が行われている。このため補助金が再度国税等に吸い取られる結果となっているので、業績の良い医療法人等に補助金を交付することを再検討すべきである。

1-4. 衛生公害研究所

(1) 図書閲覧室の各種専門書等約1万冊以上の蔵書があるが、図書受払簿への記載が必要な図書について、現状図書受払簿への記載を怠っており山梨県財務規則違反となっている。

(2) 薬品について、受払残高管理が行われておらず、事業年度末に約700万円の在庫があるが、棚卸も行われていない。山梨県財務規則違反となっている。

(3) 主要備品で、①現物のないもの、②故障中であり修理を要するもの、③今後使用見込がないものなど取得価額で1,359万円程あるため備品管理を徹底すべきである。

(4) 翌年度納入になっているものを当年度に購入しているものとして処理した金額が200,550円あった。

(5) バイオハザード施設の保守点検に関する委託契約書において、委託期間に空白の期間が生じていることは改善すべきである。また、高額な機器購入は保守点検業務も含めて入札・長期継続契約を検討すべきである。

(6) 日常清掃等の業務委託契約が清掃業務仕様書どおりに行われていない。このため、今後仕様書の見直しも検討すべきである。

1-5. 中北保健福祉事務所

(1) 主要備品原簿に登録されている3件取得総額989万円は現物がなかった。

(2) ①母子福祉資金、②寡婦福祉資金、③父子福祉資金の貸付金残高について財務会計システムと母寡システムとの調定額に差異が①は315,831円、②は130,792円発生しているので調定減等の手続が必要である。

(3) 事業開始資金の未収金のうち897,850円は回収不能であるため不能欠損処理を行うべきである。他2件

(4) 切手の管理、エプソンプリンターユニット点検結果、合同庁舎清掃業務に問題があるため改善の必要がある。

(5) 心身障害者自動車燃料費助成金の一部が過少に支払われていたり、当該支出根拠の領収書に不備がある。他1件

1-6. 峡南保健福祉事務所

(1) 年末調整において控除対象配偶者でない者を控除対象配偶者として処理していたため源泉徴収税額が76,000円徴収不足となっていた。また、備品原簿に登録されている備品で廃却等を検討すべきものがある。

(2) 保育所運営費負担金の支給に際し、職員1人当たりの平均勤続年数の算定は履歴書の他に勤続年数を確認できる資料を徴収して行うべきである。

(3) 相続人が旅館の飲食店営業許可有効期限満了時に行った許可申請手続きにおいて、死亡した被相続人名義のまま虚偽の申請が2度に渡り行われていた。

II 社会福祉法人

II-1. 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

(1) 切手の残高が629万円あり、帳簿外で処理されていたため、どのように使用してもわからない状態であった。

(2) 山梨県からの受託事業において、経費を目的外に使用していた。これは、本来購入したパソコンを別のトナーとインク代等の経費として請求書を提出させたものである。従って、平成16年度135万円、平成17年度112万円過大に委託料を払い過ぎていたので、山梨県に返戻する必要がある。一方、上記払い過ぎていた資金で購入したパソコン24台はすべて資産計上されていなかった。

(3) 山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当等共済に加入している人は、4,618名であり退職金要支給額は4,596百万円、これに伴う資金保有高は2,104百万円となっており、2,492百万円の資金が不足しているので共済規程の見直しが必要である。

<p>(4) 離職者支援資金特別会計」において、5億5千万円の資金が活用されずに眠っているが、経済が停滞している現在有効に活用すべきである。</p> <p>(5) 外債の仕組債を13億円購入し約3億円の含み損が発生している。外債購入が代決されているが重要事項は代決すべきでなく、また外債の仕組債は国債等と比較すると危険性・リスクが高いため、安全性を重視した有価証券の運用が望まれる。</p> <p>(6) 山梨県からの受託事業において、山梨県から貰う事業費より実際にかかる事業費が過去5年間で246万円少なく法人は雑収入として計上している。</p> <p>(7) A社から平成21年2月、3月に大量の事務消耗品を分割納入してもらい合計166万円となり、これは約8ヶ月分の在庫量である。このため翌期の費用となるものを多額に買い込んで当期の費用としているので費用の一部が歪められている。</p> <p>(8) 退職給与引当金の計上不足額20百万円、及び賞与引当金の計上不足額14百万円発生している。</p> <p>(9) 労働保険料確定申告において、短時間労働者分が保険料算定基礎額に入されていない。</p> <p>II-2. 社会福祉法人A</p> <p>(1) 社会福祉法人Aの平成21年3月31日未収金残高が帳簿上117百万円あることになっているが、実際のあるべき残高は57百万円であり60百万円過大に計上されている。</p> <p>(2) 軽費老人ホームにおける入所者からの事務費徴収額が3名で合計18万円過大に徴収していた。また、利用料の徴収金額の改定時期が統一されていないかった。</p> <p>(3) 利用料徴収の時期が入居契約と違うため、契約書と実際の運用を統一する必要がある。他1件</p> <p>(4) 法人の経理規程で賞与引当金を計上することになっているが、実際は計上されていない。</p> <p>(5) 時間外労働割増賃金等の算定の基礎に『調整手当・役職手当・主任手当・副主任手当・リーダー手当』の5手当が算入されていない。他1件</p> <p>II-3. 社会福祉法人B</p> <p>(1) ××施設改築にあたり、入居者72名の仮住まいのため民間の寮を借り、寮の改装に56百万円、当該寮の復旧工事に56百万円かかったが、借りる方針を検討することにより費用の削減が可能であった。</p>	<p>II-4. 社会福祉法人C</p> <p>(1) 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケース、退職月の雇用保険料を徴収していないケースなどが発生している。</p> <p>II-5. 社会福祉法人D</p> <p>(1) ××センター運営費補助金実績報告書の実支出済額及び寄付金その他収入の額が実際発生額とかけ離れた数値で報告されていた。</p> <p>(2) 週の所定労働時間が1週間の法定労働時間を超過しているも、その超過勤務分に対する時間外労働割増賃金561,726円が未払であるため支払う必要がある。</p> <p>(3) ××センターにおいて、平成20年度固定資産を4件857,250円で取得し、減価償却を実施しているが、貸借対照表上には、当該固定資産は計上されておらず、すべて費用処理されている。</p> <p>II-6. 社会福祉法人E</p> <p>(1) 宿日直業務に従事する者に対し、行政官庁の許可を受けていないため過去2年間で休日勤務における時間外手当と宿直手当の差額1,593,025円支給不足となっている。他1件</p> <p>II-7. 社会福祉法人F</p> <p>(1) 社会福祉法人Fは、平成20年度に施設の建替を行い、①建物改築本工事費130百万円、②解体撤去工事費3百万円、③仮設施設整備工事費4百万円がかかり、補助金81百万円を受領している。このうち②と③は、現場の状況から追加工事が必要となったが、どちらも補助金の基準額の枠内であるため、本来は補助金を受領できる状況であった。</p> <p>(2) 社会福祉法人Fの建替による建物本工事費130百万円をすべて耐用年数50年で償却しているが、電気設備工事代等の建物附属設備は耐用年数15年である。このため現状の年間減価償却費は、260万円であるが、正しく計算すれば396万円となり差額が136万円発生し続けることとなるため修正が必要である。</p> <p>II-8. 社会福祉法人G</p> <p>(1) 軽費老人ホームの施設利用者の利用料徴収額が3名誤って(A氏は27万円過大徴収され、B氏は8万円過少徴収、C氏は3万円過大徴収)徴収されていた。他1件</p> <p>(2) 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが見受けられ、また雇用保険分及び一般拠出金の算定基礎賃金に不算入の賃金分</p>
--	--

があるため修正が必要である。

II-9. 社会福祉法人H

(1) 法定休日に勤務を命ずる際、あらかじめ他の労働日を特定し、その休日を振り替える場合、就業規則に休日を振り替える事ができる旨規定を設けなければならぬが、当該規定を設けずに休日の振替を行っている。他2件

II-10. 社会福祉法人I

(1) 社会保険の被保険者資格取得日と雇入年月日が相違しているケースが見受けられ、また雇用保険料被保険者負担分を被保険者から徴収していないケースが見受けられた。

II-11. 社会福祉法人J

(1) 賞与引当金の計上が経理規程で要求されているが、行われていない。また、時間外労働割増賃金の算定の基礎に指導保育士の役職手当が含まれていないので、含めるべきである。

(2) 特別保育事業の補助金が事業を完了してから2ヶ月経過の5月末に入金される。保育園では毎月の給料・賞与等の支払が先行するため、国及び地方公共団体は保育園の実績に基づいて年4回程に分けて概算払いが行えるよう再検討すべきである。

II-12. 社会福祉法人K

(1) ウイルスバスターの更新料を23,625円支払っているが、経営状況を勘案すれば、無料ソフトによる経費の削減も検討すべきである。

III 政務調査費及び県議会事務局

1. 議員報酬等の概要
 2. 議員年金制度の概要
 3. 平成20年度政務調査費収支報告(議員分)
 4. 平成20年度から平成16年度までの政務調査費収支報告概要
 5. 平成20年度政務調査費収支報告(会派分)
 6. 平成20年度政務調査費収支報告(議員分、会派分合計)
6. 家族秘書を雇用し年間2,700,000円の給与を支払っているが、01議員の年末調整では当該家族秘書を01議員の扶養親族としており、所得税が87,400円少なくなっていた。さらに家族秘書への年間給料全額が確定申告していないため所得税・住民税が支払われていない。また、家族秘書は国民

健康保険料及び国民年金保険料の支払いも行われていない。

7. 人件費として02議員は、81歳の女性秘書に月額180,000円を支給し、年間2,160,000円で政務調査費全体に占める割合は72%である。02議員は源泉徴収義務者であるが、源泉徴収が行われておらず、年末調整もなされていない。給与の支払いについて源泉徴収票を作成して市町村へ発送する必要はあるが、それも行われていない。女性秘書は確定申告もしていないため所得税・住民税が支払われていない。また、勤務実態について勤務日誌を基にヒアリングを実施し勤務日誌上調査資料準備作成に89日かかっている。で、その作成内容等について確認したが、明確な回答は得られなかった。

8. 03議員の職員は他からの給料もあるため、03議員は税額表の乙欄で源泉徴収しなければならぬが、源泉徴収が行われていない。また、当該職員は過去5年間03議員からの給与を確定申告の対象から除外していた。

9. 04議員の広報費1,413,693円のうち、169,850円については確認の結果二重計上であることが判明した。このため、04議員の政務調査費総額2,825,589円から169,850円を差し引いた2,655,739円は交付額2,760,000円を104,261円下回るため、返納の対象となり、平成21年12月21日に返納が行われた。

10. 議員の中には、研修費という費目ではほぼ毎日のように会費を支払い飲食を伴う定期的な会合に、年間1,129,000円、または713,243円にもなっている議員もいる。政務調査費の手引きによる運用指針では「研修会などに付随する懇談会であつて」とあることから研修が主体でない会費、また支援者との無尽など後援会活動、飲食を目的とする会合等への会費は政務調査費の支払対象外とすべきである。このため、県政に関する充実した意見交換が行われたことを書面により詳細かつ具体的に明らかにすべきである。また、年間の会費を1年に1回納め、会費支払月以外は活動記録票がなく会合への出席が確認できないため、政務調査費から支出することが妥当でないものもある。

11. 年賀ハガキを議会報告ということで、有権者に配布するために税金を投入している議員が2名程いる。年賀ハガキの内容が議会報告といえるかどうか疑問のものもある。

12. 一部議員は委員会出席日及び議案調査日に1日10,000円から14,400円の日額が費用弁償という形で支払われているにも関わらず、さらに高速道路料金やガソリン代(37円/km)が政務調査費として請求され、支払が行われているものがあつた。つまり費用の2重払い(23,360円)が行われていた。

13. 6月定例会議会(6月25日から7月9日まで)期間中において山形県のさくらんぼ観光を調査するため、会期中に山形県のA旅館・宮城県

旅館の宿泊代及び山形県までの交通費 56,730 円を政務調査費でもらい、一方山形県に出張した 6 月 27 日は、費用弁償として 1 日 11,100 円が支払われていた。

14. 政務調査費でコピー機をリースで調達し、リース料総額が 141 万円(税込)になるものがある。これは、資産形成につながる備品であり、政務調査費は、本来調査研究活動に要する費用を充当するもので調査研究活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。

15. 22 議員が選挙区の有権者 10,000 名へ議会報告等を行う際の郵送料について、「郵便区内特別郵便物」を活用することにより、150,000 円の政務調査費の削減が可能である。

16. 調査研究に伴う、交通費(ガソリン代)は、政務調査費の手引きにおいて「走行距離が不明な場合は原則として、私用分を 1/2 とし、調査研究活動を 1/4、後援会活動等分を 1/4 として按分する。ただし、後援会活動等に私用車を使用していない場合は、調査研究活動を 1/2 として按分する」と記載されているが、議員の中には調査研究に伴うガソリン代を月毎に 1/2 であつたり、1/4 であつたりして、後援会活動等に私用車不使用の根拠が不明確である。

17. 議員の事務所職員の給料支払について、労働基準法第 24 条に違反した支払を行っている。①毎月 1 回以上私の原則、②一定期日私の原則に違反し、事務所職員の給料を 2 ヶ月分、または 3 ヶ月分まとめて支払つていたり、また給料の支給日がバラバラであつたりしている。

18. 26 議員における政務調査費の研修費の中に退女教 40 週年「沖繩平和と友情の旅」80,000 円、東儀秀樹コンサートチケット代 7,500 円、また調査研究費の中にジェナ・ウインドオーケストラコンサート入場料 4,000 円、などが含まれている。

社会通念上、一般県民が自費で参加する旅行代、チケット代、入場料等については議員個人が負担すべきもので、政務調査費から支出することは妥当性を欠く処理と考えられる。

19. 資料購入費として雑誌、書籍等を購入しているが、雑誌等の中には週刊誌も多数含まれている。一般県民が自費で週刊誌を買っていることを考えれば、議員が税金で当り前に週刊誌を買い替えるのは検討の余地があると解する。

週刊誌以外に地球儀・写真集等も購入している。また、書店の領収書があれば(仮に家族のもの、趣味のものが含まれていても)購入明細はなくとも何でも税金で支払うことが可能のように思われる。政務調査費で購入できるものは、調査研究のために直接必要な図書資料に限定し、一般県民が自費で購入している週刊誌・地球儀・写真集等は除外していくべきと考える。

20. 32 議員には家族秘書がいるが、当該秘書の勤務日誌の勤務時間数・勤務時間数のうち調査研究補助業務従事時間数・調査研究補助業務内容のすべてを 32 議員が作成している。これによる人件費按分率と議会事務局へ提出した人件費按分率が異なっているが、勤務日誌に基づいた実績より人件費を按分すべきである。他 2 件

21. 政務調査費の会派、及び各議員の広報費の金額は、全体で約 48 百万円である。一方議会事務局から政務調査費とは別に、「やまなし県議会だより」が年 4 回山梨のほぼ全世帯に新聞折込等により配布され、年間約 13 百万円であり、両者をあわせると県費として約 61 百万円かかっている。そこで広報費について、議会事務局から年 4 回「やまなし県議会だより」の配布時に各議員の選挙区毎に一議員一紙面を割り当て、広報の充実を図る等の改革を行うことも検討すべきである。

22. 県会議員が作成した使途項目別政務調査費支出簿の年間合計額と議会事務局で把握した年間合計額に差異が発生していた。

23. 自民党新国会が、奈良県・京都府の視察の際、京都 B 旅館への宿泊には、議員一人の宿泊代がそれぞれ一泊 14,800 円なのに、乗務員宿泊料が一泊 21,000 円となっていた。また、5 議員(当初 8 議員の予定)の京都府・奈良県への県外出張に中型の貸切バス(定員 27 名)を利用しているが、小型バス、マイクロバスで十分と考える。平成 20 年 9 月まで平成 21 年 1 月からの請求書の明細の書き方が明らかに変更されており、政務調査費の対象外の費用(旅行中の昼食代や、その他宴会代等)で、県費で支払つてもらえないもの等が影響して請求書の内容が不自然になったとも考えられる。

24. 自民党新国会の政務調査費の宿泊費が 26,580 円過払となっていた。

25. 自民党新国会は、平成 21 年度の費用 13 万円を平成 20 年度の費用として、政務調査費を受け取っていた。具体的には、平成 21 年 4 月 6 日に納品された保管庫について平成 20 年度費用としていた。会計処理上 21 年度費用を 20 年度費用として処理するのはやめるべきである。

26. 県議会議員は、議員報酬 780,000 円と政務調査費 230,000 円(会派分を除くと年間 2,760,000 円)が、毎月支給される。議員報酬は議員がどのように使おうと問題はないが、政務調査費は使途状況の報告が義務付けられている。このため政務調査費収入、支出のため専用の銀行口座を開設して、その口座で入出金を行うことが管理上必要である。

27. 質問資料を平成 21 年 10 月 19 日に各議員に事実内容を教えてもらうため平成 21 年 11 月 16 日までに回答してもらうよう依頼した。但し質問資料は、議員により内容はすべて異なる。

28. 質問資料を平成 21 年 10 月 19 日に各会派に事実内容を教えてもらうため平成 21 年 11 月 16 日までに回答してもらうよう依頼した。

29. 県議会事務局における自動車使用料・電話料・郵送料・車両燃料費等については、山梨県の管財課で使用量を把握して県議会事務局に使用実績に基づいて代金請求を行い、平成20年度の総額は228万円程になる。しかし、電気料・水道料については、今まで請求も支払も行われたことはない。県議会事務局は、任命権者が異なるため、自動車使用料・電話料・郵送料・車両燃料費と同様に電気料・水道料も使用実績に基づいて支払う必要がある。

30. 議員として永年勤続した場合に10年で5万円、15年で10万円、20年で15万円、25年で20万円、30年で25万円……というように現金が支給されているが、この支給の基となっている議長賞交付内規には、金額が明記されていない。また、当該支給には、所得税の源泉徴収の必要があるが、平成20年度以前において所得税を源泉徴収したことはなく徴収漏れとなっており実質的に課税されていない状態である。

31. 議会事務局の保管図書のうち備品原簿上で把握している図書数と議会図書室で管理している図書数において、480冊の在庫親差が生じていた。また、分類「語学」の現物実査を全点行ったところ約6% (24冊) が所在不明となっていた。

32. 山梨県議会議員き章規程・山梨県議会議員証発行要領・山梨県議会事務局職員服務規により「き章」、議員証、身分証明書は返還することになっているが、過去から現在までほとんど返還がされていないので、遵守する必要がある。

33. 県議会議員相互の親睦を図る目的で経費は、すべて議員各自の負担とする「山梨県議会議員慶弔内規」は作成されているものの、県費で支払う県議会議員に係る慶弔関係には、慶弔規程がなく議長交際費として支出されているが、県費で支払う慶弔関係こそ議長交際費慶弔執行基準を定める必要がある。

IV 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

(1) 社会福祉法人Aの設立認可を条件として贈与契約が約4億円締結されたが、平成21年12月31日現在ほとんど不履行となっている。このため平成22年から向う3年間の借入金の返済資金も必要なたため1億円の贈与を実行することを理事会で決議し、履行してもらう必要がある。

(2) 平成21年3月期に建設仮勘定に689百万円計上されているショートスナック施設について、①会計上平成20年8月に引渡しを受けているので土地・建物などの科目に振替えを行い建設仮勘定を零とする必要がある、②平成20年9月から稼働しているため建物などの減価償却費約700万円の計上が必要である、③建設仮勘定のうち16百万円については、支出の根拠となる

証拠書類が不明である、④契約内容が明確でない、⑤建物請負契約451百万円であるが、契約書の書換えもなく2,000万円高い471百万円の金額が支払われていた。

(3) 特別養護老人ホーム××荘に入所していたK氏が死亡し、翌々日同氏の預金を全額、相続人の許可なく身元保証人の了解のもとで引出し、その後引き出した現金202万円を身元保証人の了解のもと社会福祉法人Cへの寄付とすることは、法律上妥当ではない。

(4) 基本財産である土地・建物の権利証がない。重要書類の管理に今後十分留意することが必要である。

(5) 建物、構築物、什器備品等の固定資産について、減価償却が行われていない。現在、固定資産に計上されている金額は261百万円であるが、正しく計算すれば平成22年3月31日までの帳簿残高は112百万円であり、149百万円資産が過大に計上されている。

(6) お礼・お祝・施設使用代・5年前の日当代等473,571円が簿外で保管していたため、事故が起これないよう会計帳簿に反映して管理する必要がある。

(7) 社会福祉法人G全体で資金不足約20百万円前後が毎年継続している。今後の中期計画において諸経費の見直し、及び人件費とくに賞与の年4ヶ月支払なども再検討を行い、経営の安定を期する必要がある。

(8) A施設、B施設、C施設の3施設とも建物の火災保険の付保額が低く、特にA施設については、平成10年の建物取得価額は12億円であるが、火災保険の付保額は2億円となっている。

(9) 社会福祉法人の経営適正化のため合併・事業譲渡等による再編が必要である。

(10) 社会福祉法人会計基準では、決算報告書に「会計方針の注記」をすることになっているが、社会福祉法人の多くは記載されていない。このため、社会福祉法人会計基準に準拠して決算報告書を作成する必要がある。

医務課

1-1-1 (1)

看護職員修学資金貸付金残高20億円について、貸付金残高の実在性を検討したところ、15億円が免除等手続未了による貸付金残高となっている。

このうち9億円については、貸付開始から時間が経過した比較的古いもので、時効期間が到来したり、貸与証明書類など関係書類に不備のあるものがあることが判明した。また、6億円については、貸付開始から比較的新しいものであり、今回追跡調査の対象としたところである。

いずれにしても、過去において当該貸付金管理を実質的に放置していたものであり、県の責任は重いものがあると言わざるを得ない。

このようなことから、県では事態を重く受け止め、集中的に貸付金の処理を行うため、プロジェクトチームを設置したが、現在進めている調査及び作業を十分行い、債権残高を確定した上で、免除・返還・権利放棄等の処理を明確にすべきである。

平成14年度の包括外部監査において、看護職員修学資金について「適切な台帳管理による残高管理を行うべきもの」として不適切な事務処理の指摘を受けていたものである。

当該貸付金については、外部監査に着手した平成21年7月から当該貸付金20億円のうち返済猶予額が、14億円と異常な残高を示していたためサソリとして平成9年度の貸与額69百万円(77件)について全件貸与者の貸与申請書、住民票、連帯保証人の印鑑証明書等の確認、また在学中、就業中、返還中の状況により、返還猶予申請、返還免除申請、返還計画書の提出等の手続を行っているか、さらに在学証明書、就業状況届等を提出させているか調査したところ、貸与時の必要な書類及び看護職員の実態の把握がなされていたためいくらか除外し、いくらか返済してもらうべきか、77件の大部分は把握困難な状況であった。

区分	件数	債権残高
1 貸与中	240	181,770,000
2 猶予中	332	221,939,339
3 返還中	34	21,149,103
4 猶予中・返還中	53	48,752,568
5 処理完了(今回新たに発覚)	12	0
6 滞納中	28	13,457,572
小計(1～6)	704	487,068,582
7 免除手続き等処理未了	1,392	944,836,353
8 // (今回追跡調査したもの)	686	584,037,376
小計(7～8)	2,068	1,528,873,729
計	2,772	2,015,942,311

当初債権残高

2,021,160,099

精査による減

△ 5,217,788

そこで、県においては、当該貸付金について懸案事項として位置づけ、集中的に貸付金管理の実態を把握すべく福祉保健部内に職員5名によるプロジェクトチームを発足させ管理事務に関する体制強化を図る中、平成21年10月から平成22年1月にかけて貸付金の実態が徐々に明らかになってきた。

上記の債権分類のうち、7の処理未了の債権約9億円については、時効期間が到来したり、貸与証明書類など関係書類に不備のあるものがあることが判明したが、その大半が返還免除の対象と推定されるため、現在、プロジェクトチームで免除等の確認処理を行っている。また、詳細な債権分類を行う過程で債権5,217,788円多いことが判明した。

1から6までの貸与者704件については、証拠資料が整備されており特に問題は無い。7については、実質的に今回直ちに追跡調査を行うことは経済的でないと考え調査依頼せず、残された8の686件について追跡調査対象とし、各貸与者個人に、既に返済猶予期間が満了しているが免除または返還の処理が未了となっているので、下記書類の発送を平成21年9月に依頼した。

- (1) 免除要件を満たす就業実績がある場合、勤務期間が規程の年数を経過しただけでは修学資金は免除になりません。下記種類の提出が必要です。
 必要書類：①債務免除申請書(第7号様式)
 ②就業状況届(第12号様式)
 (就業状況届の提出が困難な場合は、就業期間を証明する公的書類でも可)
- (2) 免除要件を満たさずに離職や転職をしている場合、全額又は一部の額の返還が必要となります。
 (一部の額は免除できる場合もあります。) 下記書類の提出が必要です。
 必要書類：①返還計画書(第8号様式)
 ②債務免除申請書(第7号様式) ※一部免除できる場合
 ③前就業先の退職日がわかる書類

このような過程のもとで、平成22年1月31日現在の追跡調査結果は次のとおりである。

区分	件数	金額(円)
調査対象	686	584,037,376
処理済(注)	607	458,682,628
内 免除	511	414,906,482
内 返還	89	40,515,146
内 猶子等	7	3,261,000
未処理(注)	147	125,354,748
内 連絡不通	14	9,756,000
内 居所不明	133	115,598,748

(免除・返還重複者があるため、件数不一致)

(注) 未処理は、連絡がとれない貸与者である。これは貸与者個人の現況把握が不十分であったことを意味しており、この経過からしても早期の貸与者との折衝がいかに肝要であるか如実に物語っている。

一方、処理済は、包括外部監査開始から約4ヶ月間という短期間で対応したものであり、一定の成果を上げているのは事実である。対象者の約80%は処理できしており、このうち約90%は免除・猶子対象者である。

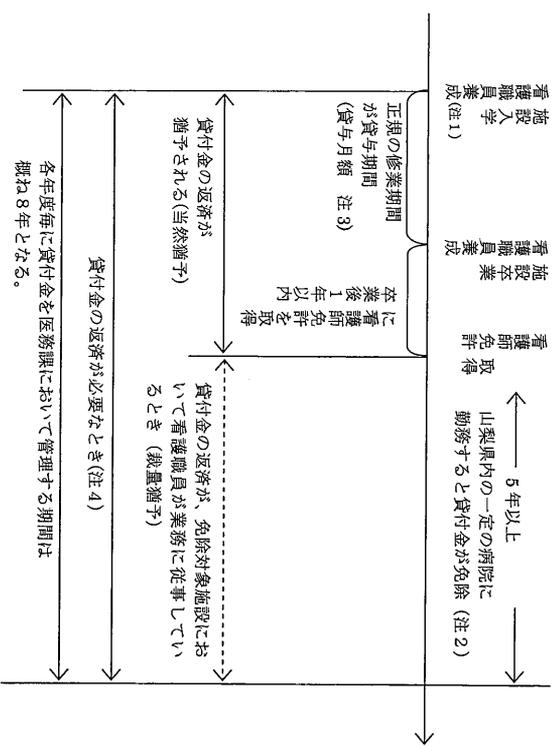
県では、事態を重く受け止めた7の処理未了の債権についても調査を開始しており、265件、191百万円の免除等を確認処理しているところである。いずれにしても、精力的に免除・返還等の調査・処理作業を進めるとともに、既に時効期間が到来し資産価値の無いと見込まれるものについては、できるだけ回収コスト及びリスクをかけるべきでなく、速やかに権利放棄等の措置を講じるべきである。

山梨県看護職員修学資金は、看護職員の養成施設等に在学する者及び大学の修士課程において看護に関する専門的知識を修得しようとする者で、卒業又は修了後、山梨県内で看護職員の業務に従事しようとするものに、無利子で修学資金を貸与し学生の修学を容易にすることにより、看護職員の確保及び資質の向上を図るため、昭和37年度に制度を開始したものである。

一般的に貸付金は、将来償還を予定しているものであるが、当該貸付金は、一定期間の就業による免除制度を備えており、補助金的性格を有している特徴がある。

山梨県看護職員修学資金貸与の概要

〔 下記は現状の貸与制度であるが過去4～5回貸与年度により一部改正があった。 〕



(注1) 大学院の修士課程に在学する者も含まれる。

(注2)

全額免除	1/2免除
①200床未満の病院 ②精神病床数が80%を占める病院 ③診療所 ④重症心身障害児施設 ⑤介護老人保健施設他	法令の規定により看護職員の設置が定められている県内の施設 (例：200床以上の病院等)

(注3) 貸与月額額は看護師修学資金で、公立養成施設等の学生は月額32,000円(その他の学生は15,000円～83,000円の幅がある)

(注4) ①養成施設を卒業後、1年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき等
②免除の対象となる施設において看護職員の業務に従事しなかったとき等

看護職員修学資金貸付金の監査資料

- (1) 看護職員修学資金貸付金の過年度調査
- (2) 平成9年度看護職員修学資金貸付77件について全件関係資料の有無等の調査結果
- (3) 平成9年度貸与者77名のうち20名の監査中の追跡調査結果
- (4) 看護職員修学資金貸付金の管理を担当していた者

(1)看護職員修学資金貸付金の過年度調書

貸与開始年度	件数	貸与額 A	猶予額 B	免除額 C	返還予定額 D	返還済額 E	返還残額 F	H21.3末 債権残高 A-C-E
20年度	97	40,221,000	0	0	0	0	0	40,221,000
19年度	90	70,761,000	216,000	0	1,368,000	340,000	1,028,000	70,421,000
18年度	67	69,168,000	13,569,000	0	4,539,000	2,019,000	2,520,000	67,149,000
17年度	75	73,452,000	40,416,000	0	13,260,000	5,811,000	7,449,000	67,641,000
16年度	75	73,308,000	45,291,900	223,200	25,932,900	12,266,700	13,666,200	60,818,100
15年度	69	68,988,000	38,721,000	172,800	29,230,200	19,713,600	9,516,600	49,101,600
14年度	101	100,224,000	63,106,800	2,425,800	33,827,400	28,146,150	5,681,250	69,652,050
13年度	35	35,904,000	18,637,000	1,536,000	15,731,000	12,176,000	3,555,000	22,192,000
12年度	28	23,820,000	13,570,500	2,808,000	7,063,500	6,394,500	669,000	14,617,500
11年度	79	81,312,000	41,994,288	27,387,427	11,426,285	8,014,149	3,412,136	45,910,424
10年度	65	61,476,000	39,802,004	15,206,855	5,565,046	4,077,162	1,487,884	42,191,983
9年度	77	69,156,000	56,308,565	8,913,712	1,773,723	1,203,205	570,518	59,039,083
8年度	114	104,172,000	75,449,226	17,507,949	4,926,825	4,818,825	108,000	81,845,226
7年度	117	93,192,000	76,644,000	2,532,000	5,028,000	4,644,000	384,000	86,016,000
6年度	122	109,824,000	85,953,714	4,692,570	3,649,716	2,881,716	768,000	102,249,714
5年度	159	151,308,000	128,203,002	7,872,000	5,980,998	5,332,998	648,000	138,103,002
4年度	171	177,492,000	159,310,064	7,140,000	4,963,936	3,223,936	1,740,000	167,128,064
3年度	204	204,408,000	188,888,216	6,199,468	2,855,316	1,703,316	1,152,000	196,505,216
2年度	192	164,565,000	142,201,800	6,864,000	2,434,200	2,095,200	339,000	155,605,800
1年度	156	136,140,000	99,088,750	8,172,000	2,902,250	2,818,250	84,000	125,149,750
63年度	175	128,448,000	83,982,000	12,376,000	7,970,513	6,721,713	1,248,800	109,350,287
62年度	192	123,288,000	15,666,000	1,380,000	23,838,000	22,812,000	1,026,000	99,096,000
61年度	119	73,776,000	2,214,000	576,000	15,073,500	15,001,500	72,000	58,198,500
56~60年度	193	94,750,000	48,000	0	1,792,200	1,792,200	0	92,957,800
合計	2,772	2,329,153,000	1,429,281,829	133,985,781	231,132,508	174,007,120	57,125,388	2,021,160,099

(2)平成9年度看護職員修学資金貸付77件について全件関係資料の有無等の調査結果

貸与者	県外	貸与年度	卒業年度	貸与額 円	猶予額 円	貸与済 住民票 印 通 簿 保 証 明 人 数	届出 証明 する 届出 資料 の有 無	貸与 金額 書 (千円)	借入 証明 書 (千円)	返還 予定 証明 書	猶予 申請 書	貸与 済 届 出 書	免除 申請 書	返還 計画 書
1	-	9	11	1,152,000	576,000	○	×	384	○	○	○	○	○	○
2	-	9	11	1,152,000	758,857	○	×	×	×	○	○	○	○	○
3	-	9	11	1,152,000	576,000	○	×	384	○	○	○	○	○	○
4	-	9	11	1,152,000	1,152,000	○	×	384	○	12,414	134~163	○	○	○
5	-	9	11	1,152,000	1,152,000	○	×	384	×	○	○	○	○	○
6	-	9	10	768,000	384,000	○	×	×	○	-	○	○	○	○
7	-	9	11	1,152,000	226,281	○	×	384	○	-	○	○	○	○
8	-	9	11	1,152,000	1,152,000	○	×	384	○	1,152	134~163	○	○	○
9	-	9	11	1,152,000	347,429	○	×	384	○	○	124~193	○	○	○
10	-	9	11	1,152,000	1,152,000	×	×	×	×	×	×	×	×	×
11	-	9	11	1,152,000	576,000	○	×	384	○	-	124~153 124~193	○	○	○
12	-	9	11	1,152,000	102,855	○	×	384	○	-	124~153 124~193	○	○	○
13	-	9	11	1,152,000	1,152,000	○	×	384	○	1,152	○	○	○	○
14	-	9	11	1,152,000	1,152,000	○	×	384	○	1,152	○	○	○	○
15	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	-	104~133	○	○	○
16	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	-	104~133	○	○	○
17	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	-	104~133	○	○	○
18	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	-	104~133	○	○	○

貸与者	限外	貸与年度	返却年度	貸与額	預り額	貸与積立金	運用保証人	借立書	領収書の添付	受取保証書	借付証	返字証明	預り申請	款・合款申請	免除申請	返却書
19	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	×	×	103-172	○	○		
20	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	×	×	-	-	○		
21	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	×	×	104-133	○	○		
22	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	×	×	104-133 103-173	○	○		
23	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	×	×	104-134	○	○		
24	-	9	9	384,000	384,000	○	×	×	×	×	×	103-132 103-133	○	○		
25	-	9	9	384,000	-	○	×	×	×	×	×	-	-	-		
26	★	-	9	1,152,000	1,152,000	○	×	×	×	×	×	-	○	○		
27	★	-	9	1,152,000	1,152,000	○	×	×	×	×	×	-	○	○		
28	-	9	11	1,152,000	864,000	○	×	×	×	×	×	124-153 124-193 104-182	○	○		○
29	★	-	9	1,152,000	1,152,000	○	×	×	×	×	×	384	○	○		
30	-	9	10	360,000	360,000	○	×	×	×	×	×	-	-	○		
31	-	9	10	360,000	360,000	○	×	×	×	×	×	-	-	○		
32	-	9	10	360,000	360,000	○	×	×	×	×	×	-	-	○		
33	-	9	9	180,000	180,000	○	×	×	×	×	×	-	-	-		
34	★	-	9	1,152,000	1,152,000	○	×	×	×	×	×	384	○	○		
35	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	-	-	○		
36	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	1,296	○	○		
37	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	1,296	○	○		
38	-	9	11	1,296,000	720,000	○	×	×	×	×	×	1,296	○	○		

貸与者	限外	貸与年度	返却年度	貸与額	預り額	貸与積立金	運用保証人	借立書	領収書の添付	受取保証書	借付証	返字証明	預り申請	款・合款申請	免除申請	返却書
39	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	1,296	○	○		
40	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	1,296	○	○		
41	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	1,296	○	○		
42	-	9	11	1,296,000	720,000	○	×	×	×	×	×	1,296	○	○		
43	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	432	○	○		
44	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	432	○	○		
45	-	9	11	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	1,296	○	○		
46	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
47	★	-	9	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
48	○	9	11	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
49	○	9	11	432,000	0	○	×	×	×	×	×	-	-	○		
50	-	9	11	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
51	○	9	11	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
52	-	9	11	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
53	○	9	11	1,296,000	720,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
54	○	9	11	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
55	-	9	12	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	432	○	○		
56	-	9	11	1,296,000	1,296,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
57	-	9	10	864,000	864,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		
58	-	9	10	864,000	864,000	○	×	×	×	×	×	864	○	○		

(4) 看護職員修学資金貸付金の管理を担当していた者を下記の様式で把握しようとしたが、最終的には回答は得られなかった。

年度	看護担当		医務課課長	福祉保健部長
	事務担当者	看護担当責任者		
20年度				
19年度				
18年度				
17年度				
16年度				
15年度				
14年度				
13年度				
12年度				
11年度				
10年度				
9年度				
8年度				
7年度				
6年度				
5年度				
4年度				
3年度				
2年度				
1年度				
63年度				
62年度				
61年度				
56～60年度				

債権管理がずさんな
時期と想定される。

平成21年3月31日現在の状況

- × 死亡者である。
- ☆ 現在県職員として勤務している。
- 退職者である。

医務課

I-1-1 (2)

医師修学資金の貸付が平成19年度から平成34年度まで行われると、総額42億5100万円の貸付が想定されている。最長の返済の場合、平成51年度まで長期にわたって管理することが必要となる。

この貸付金が、看護職員修学資金貸付金のずさんな管理の轍を踏まないよう、厳格に管理することが求められる。

現在、貸付を受けている医師の修学・就業状況の確認や貸付台帳等の管理は適切に行われているので、引き続き条例・施行規則等に準拠した厳格な管理を行っていくことが望まれる。

医師修学資金貸付金は、平成19年度から平成34年度まで次のように行われる予定である。

年度	貸付額	貸付者数	年度	貸付額	貸付者数
平成19年度	(156,600,000)	(173)名	平成27年度	354,000,000	350名
20年度	(209,220,000)	(219)名	28年度	354,000,000	350名
21年度	(246,600,000)	(251)名	29年度	354,000,000	350名
22年度	302,880,000	308名	30年度	294,000,000	290名
23年度	328,080,000	334名	31年度	234,000,000	230名
24年度	358,200,000	357名	32年度	174,000,000	170名
25年度	360,480,000	356名	33年度	114,000,000	110名
26年度	354,000,000	350名	34年度	57,000,000	55名
		合 計	4,251,060,000	延 4,253名	

貸付予定者の延人数は4,253名であるが、実際貸付される予定実数は792名であり就学状況、就業状況を毎年個別に把握する必要がある。上記() 書きは実績である。(注)平成27年度の貸付額354,000,000円の内訳は次のような構成になっている。

	合 計	大学院生 4年生	大学院生 3年生	大学院生 2年生	大学院生 1年生	大学 6年生	大学 5年生	大学 4年生	大学 3年生	大学 2年生	大学 1年生	貸付額
平成27年度	定員 804名	21名	21名	21名	21名	120名	120名	120名	120名	120名	120名	354,000,000円
	貸付者数 350名	5名	5名	5名	5名	55名	55名	55名	55名	55名	55名	108,000,000円
うち1種	180名	-	-	-	-	30名	30名	30名	30名	30名	30名	234,000,000円
うち2種	150名	-	-	-	-	25名	25名	25名	25名	25名	25名	12,000,000円
うち3種	20名	5名	5名	5名	5名	-	-	-	-	-	-	-

医務課

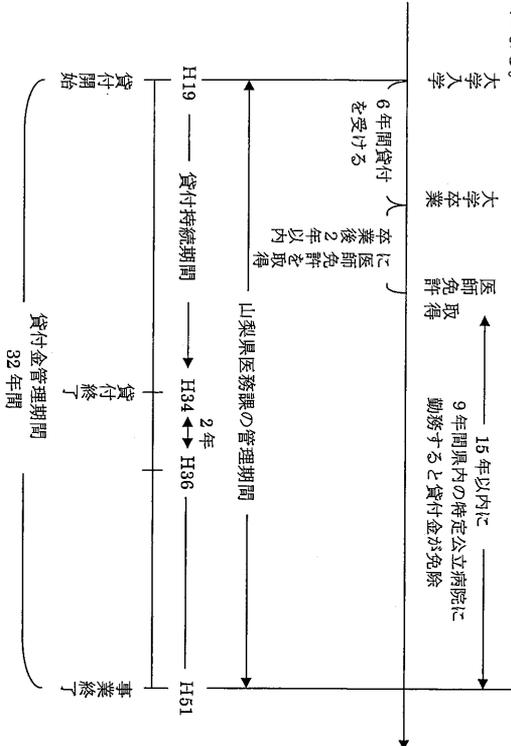
I-1-1 (3)

- 上記の1種は、大学の医学部に在籍している人(山梨大学に限らない)
 2種は、山梨大学医学部に在籍している人
 3種は、山梨大学医学部大学院に在籍している人
- 貸付額は、1種は月額5万円
 2種は月額13万円
 3種は月額5万円

一般的に山梨大学医学部生に対する貸付総額は、下記のとおりであり、1人約100万円である。

$$130,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} \times 6 \text{年間} = 9,360,000 \text{円}$$

上記貸付額が免除になるか、一部または全額返済になるかは、その後の医師の就業状況にかかっている。2種を例にとり大学6年間貸付をうけると次のようになる。



- ★ 医師修学資金の貸付は、平成19年度から始まり、平成51年度の事業終了まで約32年間の長きに渡り貸付を受けた医師の就学・就業状況を毎年確認し続けなければならない。
- ★ 医師修学資金の貸付は、平成19年度から始まり、平成51年度の事業終了まで約32年間の長きに渡り貸付を受けた医師の就学・就業状況を毎年確認し続けなければならない。この資金が看職職員管理する職員の数も途中から2名程必要と考えられる。この資金が看職職員修学資金のさまざまな管理のにもたえにならないよう、厳格に就学・就業状況を把握し、免除手続、返還手続を行ってほしいものである。

平成20年度の甲府看護専門学校運営費補助金31,000,000円について、補助金交付要綱に準拠した補助金は13,070,000円であり、17,930,000円は過大であると考える。但し、当該専門学校運営全般にわたって、その経営基盤の恒常的な安定を図る上から、県として予算の範囲内で補助金を助成してきた経緯があり、また山梨県の施策に理解を示し、長年にわたって山梨県の看護職員確保対策の一翼を担ってきたことも考えるならば、現行の補助要綱を改定すべきである。

甲府看護専門学校運営費補助金交付要綱第3条で次のように規定している。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、甲府看護専門学校の運営に必要な次に掲げる経費の実支出額Aと甲府看護専門学校の運営に係る総事業費から授業料収入及び寄付金その他甲府看護専門学校の運営のための財源に充てることのできる全ての収入を控除した額Bとを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 教育強化に係る経費
- (2) 教育環境整備に係る経費
- (3) 学生就業促進に係る経費

Aの金額 総事業費 → 259,491,990
 Bの金額 361,750,780 授業料及び寄付金その他収入額 → 31,000,000
 ⇒ 330,750,780 ⇒ 31,000,000

AとBを比較して少ない方の額31,000,000円としたのであるが、総事業費と授業料及び寄付金その他収入額は次のように資金収支計算書から算出した金額である。

資金収支計算書		消費収支計算書	
学生生徒等納付金収入	2,427,725,735	学生生徒等納付金収入	2,427,725,735
手数料収入	8,001,500	手数料収入	8,025,000
寄付金収入	0	寄付金収入	0
補助金収入	56,559,354	補助金収入	56,559,354
(県運営費補助金収入を除く)		(県運営費補助金収入を除く)	
資産運用収入	103,746	資産運用収入	370,095
事業収入	362,736	事業収入	362,736
雑収入	1,853,105	雑収入	2,413,105
特定預金取崩収入	21,017,700		
前年度繰越金	126,904		
収入合計	330,750,780	収入合計	310,456,025

資金収支計算書		消費収支計算書	
人件費支出	229,875,678	人件費支出	217,290,078
教育研究経費支出	48,128,409	教育研究経費支出	48,135,858
管理経費支出	15,070,047	管理経費支出	15,228,903
設備関係支出	9,767,459	減価償却費(教育研究経費分)	36,841,997
特定預金支出	58,432,100	減価償却費(管理経費分)	6,029,219
次年度繰越金	477,087		
支出合計	361,750,780	総事業費合計	323,526,055

★ 補助金は収入から費用を差し引いて赤字であれば補填しようという交付要綱になっている。しかし、収入から費用を差し引くのであるが、この費用の中に退職給与、減価償却及び運営資金引当といった目的の特定預金支出が含まれている資金収支計算書を用いて赤字としているが、これでは特定預金として定期預金をとんどんすればするほど赤字ということになる。そもそも赤字かどうかを判断する決算報告書は学校法人で言えば消費収支計算書である。

これによると前ページの右側の収入合計 310,456,025 円から総事業費 323,526,055 円を控除すると 13,070,000 円の赤字(1,000 円未満の端数切り捨て)となっているため、AとBを比較して少ない方の額となるBの 13,070,000 円となり、当初補助金額 31,000,000 円から 13,070,000 円を控除した 17,930,000 円は過大交付と考える。

過去5年間の甲府看護専門学校運営費補助金及び各年度の収入合計及び総事業費は次のとおりである。

年度	赤字かどうかの判断基礎			補助金の額 ④	過大補助金の額 ④-③
	総事業費①	総収入②	①-②=③		
平成20年度	323,526,055	310,456,025	13,070,000	31,000,000	17,930,000
平成19年度	306,638,598	262,210,041	44,428,000	35,000,000	-
平成18年度	313,108,447	245,300,572	67,807,000	41,000,000	-
平成17年度				定額支給 50,000,000	
平成16年度				定額支給 51,000,000	

過大であると考えられる額である。

平成20年度甲府看護専門学校運営費補助金については、当該専門学校運営全般にわたって、その経営基盤の恒常的な安定を図る上から、県として予算の範囲内で補助金を助成してきた経緯がある。

この背景としては、当該専門学校が、准看護師課程及び2年生課程を設置することによる県内看護養成における教育課程を補完するとともに、県立看護大学の4年生移行に伴う3年生課程の充実強化を図るために、新たに教育課程を増設するなど、県の施策に理解を示し、長年にわたり山梨県の看護職員確保対策の一翼を担ってきたことが挙げられる。

現行の補助制度は、運営費の赤字分を助成するという考えのもと、補助金額の算定に当たっては、「資金収支計算書」をベースとしており、この中には資産価値を含むものが対象経費として含まれている。

しかしながら、「甲府看護専門学校運営費補助金」という補助金の名称及び現行補助金交付要綱の内容からすれば、資産価値を高める支出まで運営費対象に含まれると解釈するのは困難であり、「消費支出計算書」をベースに補助金額を算定することが適当である。

備品等の購入など資産価値を含む支出も学校運営費として必要であるとするならば、こうした経費も対象経費であることを明確にするよう、現行補助要綱を改定すべきである。

医務課

I-1-1 (4)

陝西病院病棟増築工事にかかる医療施設近代化施設整備補助金 330,095,000 円に関して、監査日現在（平成 21 年 8 月 4 日）、同補助金に係る「平成 20 年度消費税および地方消費税に係る仕入税額控除報告書」が提出されていなかった。平成 21 年 8 月 28 日に陝西病院から報告があり、652,330 円の精算手続きが必要であった。報告時期が遅延しているわけではないが、県の厳しい財政状況に鑑みれば、少しでも早く返還手続きを行うことが望ましい。

医療施設近代化施設整備補助金交付要綱 8 条(12)において、「補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入税額控除額が確定した場合には別紙様式 7 により、速やかに知事に報告しなければならぬ。

なお、知事に報告があった場合には当該消費税および地方消費税に係る仕入税額控除額の全部または一部を県に納付させることがある。」とされているが、監査日（平成 21 年 8 月 4 日）現在、同補助金に係る「平成 20 年度消費税および地方消費税に係る仕入税額控除報告書」が提出されていなかった。

その後、平成 21 年 8 月 28 日付で陝西病院から提出された報告書によれば、以下のとおり、県補助分として 138,333 円、国補助分として 513,997 円の返還が必要であると判明した。国の通知では、知事から厚生労働大臣への報告は、交付決定の翌年度 9 月末日までに提出することとされ、県はこの期日に合うよう処理する考えであったとのことである。

しかしながら、県の厳しい財政状況に鑑みれば、病院の決算後、できる限り速やかに報告書を提出させ、直ちに国への報告、返還を行うことが望ましい。

県補助金確定額	70,000,000 円	
国庫補助金確定額	260,095,000 円	
課税売上割合	114,234,850 / 2,751,699,726 = 4.15%	
県への返還額	70,000,000 円 × 5 / 105 × 4.15% = 138,333 円	総額
国への返還額	260,095,000 円 × 5 / 105 × 4.15% = 513,997 円	
		652,330 円

ちなみに、医療関係係で平成 20 年度に仕入税額控除に関して返還を受けたものは以下のとおりである。

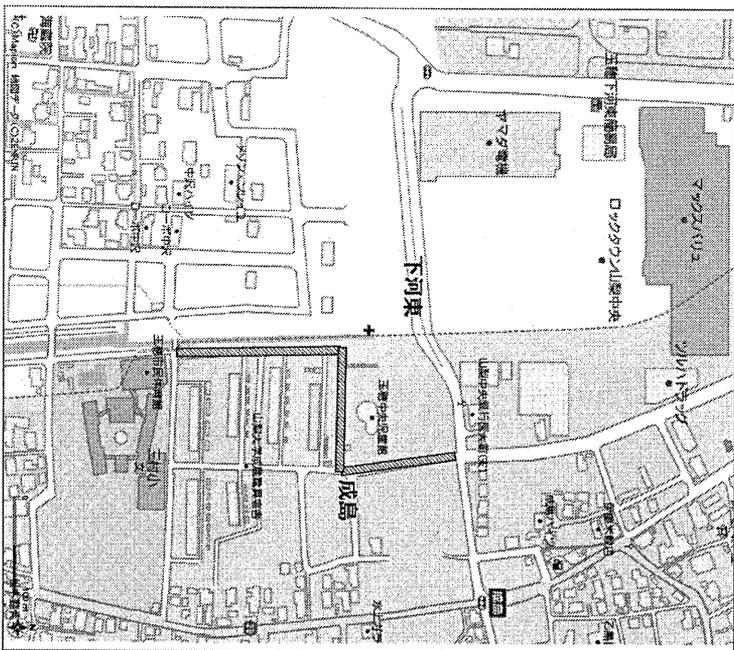
18年度乳幼児健康支援一時預かり施設補助金仕入れ控除税額（返還）	7,034円
18年度災害医療対策設備整備補助金仕入れ控除税額（返還）	13,240円
17年度アセスメント除去整備費補助金仕入れ控除税額（返還）	1,734円
17年度災害医療対策設備整備補助金仕入れ控除税額（返還）	28,639円
17年度災害医療対策設備整備補助金仕入れ控除税額（返還）	234,126円
17年度病院群輪番制病院設備整備補助金仕入れ控除税額（返還）	32,776円
17年度病院群輪番制病院設備整備補助金仕入れ控除税額（返還）	43,171円
17年度災害医療対策設備整備補助金仕入れ控除税額（返還）	3,044円
合計	363,769円

医務課

I-1-1 (5)

医務課で管理している県有財産（土地）については、現状の利用形態に即して整理すべきである。

- (1) 登記簿に「国調現地確認不能地」と記載されている用悪水路 343.23 m²については、実態のない土地であるので、登記簿の抹消手続きを行うことが望まれる。
- (2) 県が山梨医科大学を誘致するために取得した民有地（211,986.39 m²）を文部省に売却する過程において、公有財産台帳上に記載が残ったままになっている 27.87 m²についても、実態のない土地であるので、公有財産台帳の整理を行う必要があると考える。
- (3) 現在地元住民により生活用道路として利用されている土地 1,746.64 m²については、中央市と協議の上、譲渡する方向で検討すべきである。



2009 ZENRIN CO., LTD. (Z10BE 第 001 号)
上記の部分が (3) の土地 1,746.64 m²である。

医務課

1-1- (6)

(1) 現在、医師会に対して、山梨県医療提供体制づくり等交付金40,000,000円を交付しているが、補助金対象の団体の財政状態を考慮し、医師会の黒字額が大きいようなら、厳しい財政状況を考慮して補助金の減額も検討すべきである。

(2) 山梨県医療提供体制づくり等交付金の対象となる旅費について、医師会の規定では7,000円、9,000円、11,000円、13,000円、15,000円の定額としている。県内から、甲府に来るのに片道7,500円かかることはあまり考えられず、厳しい財政状況に鑑みれば、交付金の対象としては、実費分までとすることを検討すべきである。

(1) 医師会に対して、交付金40,000,000円を交付しているが、医師会の黒字額が大きいようなら、厳しい財政状況を考慮して補助金の減額も検討すべきである。

また、医師会の理事会・代議員会が、県および市町村医療制度の推進にかかる事業とされ、旅費5,436,000円が補助対象事業とされている。

代議員会旅費	@7,000	@9,000	@11,000	@13,000	@15,000	合計
理事会旅費及び地区医師会長合同会議旅費その他旅費	13	100	10	13	10	
	20	130	25	30	30	
		12				
出張旅費	231,000	2,178,000	385,000	559,000	600,000	3,953,000

@69,000	@38,000	@15,000	合計
6	23	13	
414,000	874,000	156,000	1,483,000

理事会、代議員会は通常は補助金をもらわなくても開くべきものであり、補助対象となる事業なのかは大いに検討する必要がある。

(2) 山梨県医療提供体制づくり等交付金で補助金の対象となった交通費は下記の通りとなっている。

医療従事者対策	@7,000	@9,000	@11,000	@13,000	@15,000
研修医と語る会	12	61	10	6	5
産業保健対策	5	20	6	3	2
生涯教育対策	3	67	10	10	10
生涯教育対策	19	160	15	5	5
広報宣伝医療情報システム対策	10	100	10	4	4
日医管理レポート					
医療情報提供推進	5	26	5	10	10
学校保健対策	4	20	5	5	5
公衆衛生対策	2	15	2	2	3
法医学研究会		3			
総会及び代議員会・理事会	33	242	35	43	40
	93人	714人	98人	89人	84人

ちなみに上野原甲府間はかいじを使っても片道2,720円であり、身延甲府間はワイドビューふじかわを使っても2,260円、甲府小淵沢間はあずきを使っても2,090円である。

児童家庭課

1-2- (1)

産休等代替職員雇用費補助金(事業名)が、山梨県産休等代替職員費補助金交付要綱・同実施要綱に基づいて、平成20年度保育園等に対して13,723千円補助金が交付されている。しかし、この補助金の対象施設は、保育園だけでなく養護老人ホーム等24施設も含まれており、現状はともかたよった補助金交付となっている。このため、補助金交付要綱・同実施要綱に基づいて補助金を支給するか、補助金交付要綱・同実施要綱を見直すことが必要である。

実施要綱によると「産休等代替職員制度は、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休職を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、県がその所要経費を負担することとし、もって職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とする。」とある。

山梨県産休等代替職員費補助金交付要綱3で補助金交付の対象は、「山梨県産休等代替職員制度実施要綱」によるとされ、その第2の1で次のように規定されている。

保育所、～き地保育所、一時保護所、児童養護施設、知的障害児施設、盲児施設、ろうあ児施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、救護施設、更正施設、授産施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く)、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、社会事業授産施設、婦人保護施設
--

このうち現在補助金が支給されているのは、保育所他3施設のみであり他の21施設は支給の実績がない。

「産休等職員」とは、児童福祉施設等の職員のうち出産等のため31日以上の療養を必要とする者で休業期間中、労働基準法第11条に規定する賃金の全額を受け取る者をいう。

一方この補助金交付要綱によると、交付額は産休等代替職員費として5,930円(1人1日当たり単価)×勤務日数で算定される。また、対象となる期間は、産休等職員の出産予定日の6週間、産後8週間を経過する日までとされている。

(注)児童福祉施設等の職員とは、上記施設種別に掲げる施設に常勤職員として勤務し、児童福祉施設等の措置費に算入されている等、国庫補助対象職員である者及び保育所職員をいう。

児童家庭課

1-2-(3)

—健康保険法—
 (出産手当金)
 第百二条 被保険者が出産したときは、出産の日（一略一）以前四十二日（一略一）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき、標準報酬日額の三分の二に相当する金額（一略一）を支給する。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)
 第百八条 (略)出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができるときは、これを受けられる期間は、(略)出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、(略)出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

結 論 産休職員の給料は産前・産後において2/3になるが、代替案Aは保育園支出と産休職員の給料をほぼ同額とし、財政事情の厳しい山梨県の補助金支出を行いつつ、保育園の支出を確実に削減する効果がある。思うように山梨県の財政事情を考慮すれば、代替案Aは十分検討する価値がある。この産休等代替職員費補助金は、県全体の当初の子算が毎年平均約2,100万円であり交付実績額は、平成18年度1,465万円、平成19年度2,112万円、平成20年度1,372万円であった。

母子家庭等の世帯の自立促進のため、①母子福祉資金、②寡婦福祉資金、③父子福祉資金の3つの貸付業務を中北保健福祉事務所、峡東保健福祉事務所、峡南保健福祉事務所、富士東部保健福祉事務所、児童家庭課の5箇所で行っており、各所属の債権（貸付金）残高の合計額が山梨県一般会計特別会計歳入歳出決算報告書の財産に関する調書3.債権と①は3,868,061円、②846,713円、③163,113円異なっている。

各所属によると、

(1) ①母子福祉資金、②寡婦福祉資金、③父子福祉資金について、中北保健福祉事務所を含む5つの事業所の合計は下記のとおりである。

資金名	中北	峡東	峡南	富士東部	児童家庭	計
母子福祉資金	280,000,568	71,392,227	44,225,617	160,698,888	25,758,599	582,075,399
寡婦福祉資金	22,302,219	4,438,099	853,671	11,809,175	1,370,100	40,773,264
父子福祉資金	8,894,810	3,250,636	2,158,000	3,831,392	0	18,134,838

(単位:円)

(2) 一方、平成20年度「山梨県一般会計特別会計歳入歳出決算報告書」の財産に関する調書3.債権における上記3資金の残高及び上記(1)の合計とそれぞれの差額は、次のとおりである。

資金名	山梨県一般会計特別会計歳入歳出決算報告書	中北保健福祉事務所を含む5つの事業所合計	差額
母子福祉資金貸付金	470,655,944	582,075,399	▲111,419,455
寡婦福祉資金貸付金	24,302,290	40,773,264	▲16,470,974
父子福祉資金貸付金	12,421,713	18,134,838	▲5,713,125
	507,379,947	640,983,501	▲133,603,554

(単位:円)

監査の結果、両者の「債権」の捉え方に相違があることが判明した。各所属の「監査調書」の債権には、年度末の収入未済額が含まれているが、「決算報告書」の数値は、「平成21年度以降に償還期限が到来する債権の現在額」と「20年度未現在未収となっている債権の現在額」に分かれているなど、差額が生じている状況にある。

児童家庭課

I-2-1 (4)

(3) このため、両者の債権の捉え方を統一して精査したところ、それぞれの差額は次のとおりである。

(単位:円)

資金名	決算報告書		合計A	精査後B	差額 B-A
	債権計上	未収金計上			
母子福祉資金	470,655,944	115,287,516	585,943,460	582,075,399	▲3,868,061
寡婦福祉資金	24,302,290	17,317,687	41,619,977	40,773,264	▲846,713
父子福祉資金	12,421,713	5,876,238	18,297,951	18,134,838	▲163,113
合 計	507,379,947	138,481,441	645,861,388	640,983,501	▲4,877,887

①は、3,868,061円、②は、846,713円、③は、163,113円異なっている。

この差額については、今後さらに確認作業を進め、適切な債権管理を行う必要がある。

安心子ども基金について山梨県は、平成20年度6億円、(平成21年9月に10億円)の国交付金を受け、基金に積み立てた。都道府県全体では、平成20年度に1,000億円、(平成21年9月に1,500億円)の基金が創設されたものである。当該基金については、地域の実情に応じて有効に活用して頂きたいものである。

山梨県では、安心子ども基金に積み立てる国交付金を平成20年度に6億円、(平成21年9月に10億円)受けている。執行見込みとしては、平成21年度に4億円、(平成22年度から26年度までに12億円)となっている。

将来の教年間を見越して経済対策として予算化したものである安心子ども基金は、新待機児童ゼロ作戦による保育所の整備等が主な目的であるが、山梨県の場合は待機児童はゼロであり、保育所の新設や耐震改修等のために基金を使うことになる。

この基金の経済対策としての性格を勘案し、山梨県は市町村や関係団体等への周知を確実にし、安心子ども基金を地域の実情に応じて出来るだけ多く有効に活用して頂きたい。

安心子ども基金 (平成20年度第2次補正予算)

1,000億円の基金創設(平成20年度～平成22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施
→ 15万人分の受入体制の整備

1. 保育所等緊急整備事業
2. 放課後児童クラブ設置/促進事業
3. 認定子ども園整備事業
4. 家庭的保育(保育ママ) 改修等事業
5. 保育の質の向上のための研修事業等

今回の補正予算案における拡充

- ① 保育サービス等の充実・・・雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実・・・創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等への支援の拡充・・・厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充・・・児童養護施設等の生活環境改善、安定した勤務が困難な退所児童の生活・就業支援等

安心子ども基金の拡充 (平成21年度補正予算1,500億円)

「新待機児童ゼロ作戦による保育所の整備等による保育サービスの拡充他、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

福祉保健総務課で取り扱っている「民間社会福祉施設等整備資金利子補給金」(平成20年度総額で354百万円)を補助金交付先における経営成績の実態に關係なく行うため、医療法人A会のように平成20年度の税引前当期純利益が63百万円あるところにも補助金10百万円が行われている。この場合、県費として補助した10百万円に対して法人税(国税)が30%課され、また法人県民税、法人事業税、法人市民税等も約10%あり、実質的には60%が当該法人に残ることになる。

従って県費が国税等にすいとられる結果となっている。また、これだけ業績の良い医療法人等に補助金を交付すること自体再検討すべきと考える。

民間社会福祉施設等整備資金利子補給金(以下利子補給金という。)(は、民間社会福祉施設等の整備促進を図る目的で交付されているものである。

利子補給金は、交付要綱第4で「社会福祉法人等が融資機関との契約に基づいて毎年4月1日から翌年3月31日までに支払った利子については、当該契約に基づく利率のうち3.5%(介護老人保険施設にあっては1.5%)に相当する額を限度とする。」とある。

一方、補助金の中には××運営費補助金交付要綱のように補助金の交付額は、対象経費の実支出額と総事業費から全ての収入を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するとし、実質的に赤字額を補助するものもある。

利子補給金の場合、民間社会福祉施設等の整備促進を図る目的で交付されているので、法人の経営成績が赤字でもどんなに黒字でも一律に借入金(3.5%(介護老人保険施設にあっては1.5%))を限度として利子補給金が支払われている。一例を挙げると次のような場合もある。

法人名	平成19年度		平成20年度	
	利子補給額	税引前当期純利益	利子補給額	税引前当期純利益
医療法人A会	10百万円 (課税所得71百万円)	56百万円	10百万円 (課税所得76百万円)	63百万円

つまり、利子補給金がまったくなくとも自立できる社会福祉法人等に対して、県費の補助金を10百万円あたえ、当該補助金に対して法人税等が30%課されている。従って、利子補給金が平成20年度全体で354百万円発生しているが、本来補助金が必要な社会福祉法人等がどうかを十分検討のうえ、補助金を支給すべきであり、現状では利子補給金の交付要綱自体を見直すべきである。また、この補助金は条例に準拠したものでなく県が独自に作成したものである。現状では、収入が激減している山梨県の限られた県費を有効に活用しているとは、考えられない。

過去3年間の民間社会福祉施設等整備資金利子補給金と当該法人の税引前当期純利益について、一部資料を収集した結果は次のとおりである。

(単位:千円)

法人名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	補給額	税引前当期純利益	補給額	税引前当期純利益	補給額	税引前当期純利益
医療法人 A会	11,149	56,467	10,609	56,916	10,068	63,198
医療法人 B会	4,054	▲17,887	9,868	▲51,419	9,863	45,102
医療法人 C会	10,875	▲72,858	10,301	128,413	9,727	121,394
医療法人 D会	3,429	24,295	3,106	13,258	2,784	15,781
医療法人 E会	5,703	28,231	5,252	58,666	4,800	55,397
医療法人 F会	3,339	▲27,342	3,084	▲28,696	2,830	1,165
医療法人 G会	4,237	26,996	3,937	26,777	3,637	11,447
医療法人 H会	6,448	6,518	6,028	11,717	5,609	12,360
医療法人 I会	8,151	61,122	7,464	97,008	6,778	94,697
医療法人 J会	10,055	21,786	9,543	▲19,222	9,031	42,599
医療法人 K会	7,545	39,370	7,183	38,871	6,822	40,988
医療法人 L会	10,082	72,449	9,631	137,982	9,180	152,815
医療法人 M会	10,632	31,226	10,157	36,730	9,682	27,407
その他社会福祉法人 を含ま156件	213,168	—	258,219	—	264,153	—
合計	308,867	—	354,402	—	354,984	—

衛生公害研究所

1-4-1 (1)

衛生公害研究所の1階には約12畳程の資料室があり、各種専門書、雑誌等の閲覧が可能となっている。約1万冊以上の蔵書があり、専門図書、図鑑等は備品原簿へ登録されているが、消耗品とされる図書のうち財務規則第139条、第243条及び財務規則運用通知第139条関係の規定に基づき、図書受払簿への登録が必要となる図書について、現状図書受払簿への登録を怠っており、財務規則に準拠した事務処理が必要である。

山梨県では財務規則第139条で物品を①備品、②消耗品、③原材料品、④動物、⑤生産物、⑥占有物品に区分している。
このうち図書に限定して述べると、①備品、②消耗品に分けられ、次のように規定している。

山梨県財務規則運用通知第139条関係

5. 図書及び情報記録媒体について
- (1) 年誌、年鑑等は消耗品扱いとする。
 - (2) 全集、シリーズもの、分冊本等は消耗品扱いとし、一セット揃ったときに備品に区分換える。
 - (3) 図書類等で閲覧又は貸出しの用に供する図書(雑誌、小冊子の類は除く。)及び情報記録媒体並びに資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書は備品扱いとする。
- (物品取扱者等の備える帳簿)

財務規則 第243条

物品取扱者又は物品取扱補助者は必要に応じ、次に掲げる帳簿を備えて、所要の事項を記載しなければならない。

- (1) 図書受払簿(第165号様式)
 - (2) 消耗品受払簿(第166号様式)
- 上記の図書受払簿の記載範囲としては、図書の全てが対象となるものの、備品については備品原簿へ登録するため、図書受払簿への登録は必要ない。
したがって消耗品の図書について、図書受払簿に登録しておけばよい。消耗品受払簿に登録してもよい。しかし、消耗品であるので財務規則第246条の次のものは帳簿に登録を省略することができる。
(帳簿に登録を省略できる物品)

第246条 次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に登録を省略することができる。

- (1) 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の追録等
- 結 論** 図書閲覧室に約1万冊以上の図書があり、備品原簿へ登録されている図書や年誌や年鑑、雑誌等の消耗品を除き、分冊本、単行本など一部を図書受払簿に登録していかないで、財務規則に沿って管理されていかない。同様のことは県の他の試験研究機関でも考えられる。

衛生公害研究所

1-4-1 (2)

衛生公害研究所は、平成20年度に検査等に使用する薬品を約16,952,327円購入し、毎事業年度末に相当の薬品の在庫を保管しているが、貯蔵品として、薬品毎にいくら保管しているか、まったく不明である。

薬品の単価は、数百円から二十万円前後するものまであり、また劇物(毒)薬品も多数存在している。これらすべての薬品について、受払残高管理が行われておらず、生活科学部・微生物部・環境科学部の各部の物品要求書に基づいて総務スタッフが薬品を購入し、現場に補充しているのが現状である。

平成21年10月末に薬品の在庫棚卸(未開封のみの薬品)を実施していただいた結果、在庫金額は6,843,075円となっており、危険度の高い薬品も多く、山梨県の財務規則238条にも違反するため、薬品毎の受払残高管理を行い、財務規則運用通知151条の備品の棚卸と同様に事業年度末の在庫棚卸を実施し、棚卸の結果に基づく問題点の報告等を行う必要がある。

衛生公害研究所の全ての薬品について、会計上「受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品」ということで、受払残高管理及び棚卸も行われていない。しかし、事業年度末には約7百万円の薬品の在庫額が推定される。

山梨県の物品管理・調達事務ガイドブック24ページ第3章物品の記録管理において、消耗品等の管理は、次のような受払残高管理を行うよう要求している。

財務規則238条関係 第159号様式

年月日	摘要	受高	払高	残高	受領者印	年月日	摘要	受高	払高	残高	受領者印
10.4.-1	前年度より繰越	102		102	◎	10.5.20			65	33	◎
10.4.-2		50		152	◎	10.5.27		115	148	◎	◎
10.4.10			64	88	◎	10.5.29			63	85	◎
10.4.17		50		138	◎						
10.4.20			73	65	◎	5月分計		155	196		
10.4.30		130		195	◎	累計		487	402	85	
10.4.30			69	126	◎	10.6.-9		50	135	◎	◎
						10.6.10			62	73	◎
	4月分計	332	206			10.6.18		25	98	◎	◎
	累計	332	206	126		10.6.19			58	40	◎
10.5.-8			68	58	◎	10.6.29		50	98	◎	◎
10.5.11		40		98	◎	20.6.30			66	24	◎

適正な在庫管理を行うことにより、長期滞在在庫の把握・廃棄の要否・余剰在庫の有無の把握が可能となり、又内部牽制上からも薬品の横流し等の回避が実現できる。

山梨県には下記の試験研究機関があり、上記同様の薬品管理(棚卸管理)が行われていないところもあり、財務規則に準拠した対応が必要である。
工業技術センター、環境科学研究所、森林総合研究所、総合農業技術センター、富士工業技術センター、果樹試験場、畜産試験場、酪農試験場、水産技術センター

衛生公害研究所

1-4-1 (3)

衛生公害研究所の主要備品について、平成21年10月13日に実査を実施した。その結果、主要備品原簿に登録されているが、①塩川タムの湖底に水没して現物が無いもの、②故障中であり使用するには修理を要するもの・故障中であり使用予定がないもの、③今後の使用予定がないもの、④物品管理シールがないもの・シール番号が違うもの等がある。このため廃却するものは廃却し、故障中でも使用するものは修理し、今後使用予定のないものは廃却し、物品管理シールが貼付されていないものは貼付し、備品管理を徹底すべきである。

主要備品原簿に問題のある備品は下記のとおりであり、今後適切な処理が必要である。

物品番号・物品分類名	品名・規格品質	数量	取得年月日	取得価額 円	問題点	処理等
91000367	顕微鏡用撮影装置 ニコニ	1	平成 3 年 9 月 30 日	1,199,950	現在故障中	修理
71000041	顕微鏡撮影装置 UFX-II-35WA	1	昭和 47 年 2 月 15 日	4,400,000	使用するには、整備を要するもの	修理
05-04-13 遠心分離装置	超遠心機 日立 65P	1	平成 8 年 3 月 8 日	1,345,000	機種が古いため今後使用予定なし	廃棄
95000128	コンピュータ (モニタ、プリンター付) PC9821 Xa13 セット)	1	平成 4 年 1 月 14 日	2,714,050	水道水源の調査事業が終了したので不使用。今後も使用予定なし。	廃棄
91000376	多項目水質計 島津 P1008 型	1	平成 10 年 3 月 31 日	2,000,250	現物なし、塩川タムの湖底に水没。	廃棄
97000506	多項目水質モニタリングシステム YSI 社6000型	1	昭和 61 年 3 月 27 日	1,938,000	現在故障中	廃棄
05-06-02 水質化学機器	超低温槽 ケルビネーター UC-52 (過)維持器	1	平成 8 年 1 月 31 日	3,116,000	シールに番号の記載がない。	物品管理シールを貼り直すもの
95000129	自記分光光度計・日立・U-3000 分析機器	1	平成 8 年 1 月 31 日	3,116,000	物品管理シールがない。	物品管理シールを貼り直す等の処理が必要
95000129 を除き 10 件	省略	10	省略	省略	物品管理シールがない。	物品管理シールを貼り直す等の処理が必要

衛生公害研究所

1-4-1 (4)

ト(株)の平成21年3月30日付の請求書984,900円の中に請求日以後の4月8日納品のもの200,550円が含まれ、当該分も含め平成21年4月3日に支払が完了していた。4月8日納入分は原則として翌年度納入のため、平成20年度の決算に組み入れるものではない。今後は適切な会計処理が必要である。

平成21年4月8日納入の「腸炎ビブリオ型別用免疫血清A型別セット」200,550円(税込)が平成20年度決算に組み込まれているのは正しくなく、本来は21年度決算の数値として反映すべきものである。

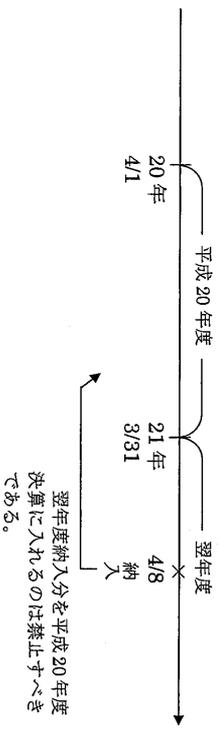
この件について、内容・経緯を確認したところ「物品要求システムで22件984,900円分の入力を行ったが、上記薬品だけ納入が4月8日になってしまった。従って、本来であれば物品要求システムで再度入力をして直せば良いが、入力をし直すとして1品100,000円以上なので財務規則上再度見積書を取り直す必要がある。このことにより業者が見積額を変更してくる可能性も考えられるため、再度見積書を取り直す物品要求システムも再度入力をし直すこともしなかつた。」というのが実情である。

上記のことから考えられるのは、会計年度末に近くにおいて発注をかけることは業者の状況により納品できないことも十分考えられるため、出来るだけ避ける必要がある。

納入先の売上伝票

衛生公害研究所	区分	お客様コード	請求月	発行年月日	伝票番号	
	011	81400158	4-4	2009年4月8日	03085	
メーカー名	品名	数量	単価	金額	税額	総額
××	××	1	191,000	191,000	9,550	200,550

上記のように翌年度に会計処理をしなければならないものを当該年度に処理することにより、年度決算が歪められる。従って当該年度で処理するものは、当該年度に納入され検収されたものまでとし、事務処理上の手続の煩雑さを理由として年度を超えた納入分まで当該年度に会計処理することは今後やるべきでない。



検討事項

物品の調達については、平成 21 年 11 月 11 日付け出管第 753 号で出納局から发出された「物品調達事務の適正執行の徹底について（通知）」に従って適正に執行することが大原則であるが、下記 の 2 点についても検討を要すると考える。

(1) 契約前における物品要求書の変更

現行では物品要求書は、一度決裁済みとなると物品管理システムでは変更が出来ない。このため入力誤りや、見積り合わせの不成立（数十個のうち 1 つだけ納期未定。または、取扱が出来ない。）などがあつた場合は、物品要求書を新規に作り直すか、文書管理システム及び物品管理システムの管理者へ依頼して強制的に決裁前の状況に戻し、物品要求を修正（決裁前の状態に戻せば修正は可能）したうえで、再度見積り合わせを行うほかない。

少なくとも、契約直前に物品要求書の変更を要する状況となつた場合には、変更の物品要求書を作成し、再度決裁を経て、あらためて見積り合わせを行うことが出来るよう改良する必要がある。

(2) 発注後における契約の変更及び契約の解除について

複数物品を調達し、一部は納品済みで使用、消費してしまつているような場合、契約の解除は現実的に難しい（相手方は山梨県財務規則を熟知了承のうえ契約を結んでいることが前提のため、納期限を守れなければ県から契約を解除されることは、承知しているはずであるが…）。

一方で、契約の変更は納入させる物品の種類を減らしたりする場合に適しているため、発注後における市場状況の変化等により、当初調達が可能であつたものが、納期未定となるような場合は認める余地がある。

ただし、その場合も契約の解除と異なり一方的に行うことが出来ないため下記の点について十分留意する必要がある。

- ・ 製造に着手している場合がある。
- ・ 翌年度あらためて発注するとしても、見積り合わせの結果、別の業者になる可能性がある。
- ・ 当初の見積り合わせの時、納期が確保できないという理由で、価格の高い相当品を提示した業者や、見積り合わせそのものを辞退した業者がいた場合不公平となる。

変更に際し実務上(1)への対応が出来るようになれば、当初に遡って物品要求書を作成するため、見積書、契約書（請書）を再度提出してもらうこ

ととなる。事務担当者は、この方法が簡便であるが、この場合、基本的に物品管理システム及び文書管理システムには「契約を変更した」という事実が残らない。

契約の変更に沿って処理するためには、物品管理システムでの契約金額入力後に、内容の変更（納期限、物品の削除、限度額の変更、予算科目の追加など）が出来るようにする必要がある。そのうえで、変更の契約を締結し、内容に従って物品要求書を変更し決裁を受ける。ただし、どこまで変更入力出来るように対応するか(変更できる項目が増えたと濫用される危険性がある)、物品、財務、文書の各システム間の連携をどうするかなど問題になる。

いずれにしても、物品要求書も支出負担行為回と同様に変更が出来るように検討する必要がある。

(1) 「バイオハザード施設の保守点検に関する委託契約書」において委託期間に空白の期間が生じていることは改善すべきである。平成20年度の委託契約書の委託期間は、平成20年9月16日から平成21年3月31日までであり平成20年4月1日から平成20年9月15日まででは委託期間の空白が生じているが、契約書の文面からは年2回だけ点検業務を行えば済むようなものでなく委託期間において保守安全管理業務がなされることが予定されている。

(2) 当研究所には、ガスクロマトグラフ質量分析装置など高額で特殊な機械装置が多数あるが、機械購入時に保守点検業務とひも付きの場合も多いため、保守点検も含めた入札・長期継続契約を検討すべきである。

(1) 当研究所は、BSL3実験室を有する。この実験室は、バイオセーフティレベルが3の病原体などを取り扱う実験室のことである。バイオセーフティレベル3（以下BSL3）の病原体とは、ヒトあるいは動物に通常重篤な病気を起こすが、普通ヒトからヒトへの伝染はない細菌やウイルスのことを言い、BSL3実験室とは、これらの細菌やウイルスを扱うことができる実験室である。

この実験室の「保守点検に関する委託契約」が、日立アプライアンス株式会社との間に締結されているが、平成19年からの契約においては、委託期間が下記のようになっており、委託期間に空白の期間が生じてしまっていることが問題である。

「バイオハザード施設の保守点検に関する委託契約書」の第1条には、「バイオハザード施設の保守点検」と「その他バイオハザード施設の管理に関する」(第1項及び第2項)事業の実施を委託先業者に委託しとあり、また、第5条には「別添業務仕様書...を遵守のうえ、委託事業を実施するもの」とする。この「保守点検業務仕様書」の2(業務の内容)には、「本業務は、バイオハザード施設の保守点検として安全性が適宜に保たれているかを確認することを目的とする」とあり、また、5(故障の補償)には、「業務の完了後に不時の事故を生じ甲(当研究所)から連絡を受けたときは、直ちに技術者を派遣し、点検、調整等の応急処置を行い、その結果を記録して甲に報告すること」とある。これらの、契約書等の文面からこの契約は、年2回だけ点検業務を行えば済むようなものではなく、委託期間において保守安全管理業務がなされることが予定されている。

BSL3という比較的高い病原体を取り扱う施設において、安全性を担保する保守契約期間に、空白期間があることは、県民の安全のために直ちに改善しなくてはならない。

年度	契約期間	委託料
平成18年度	平成18年4月1日～平成19年3月31日	787,500円
平成19年度	平成19年9月3日～平成20年3月31日	787,500円
平成20年度	平成20年9月16日～平成21年3月31日	787,500円

(2) 当研究所には、ガスクロマトグラフ質量分析装置など特殊な機械装置が多数ある。これらの保守点検業務に関しては、機械装置の特殊性から機械購入当初に、その保守点検業務ができる業者が限定されてしまうケースが多い。現状、これらの特殊機械について保守点検業務については、随意契約となっている(山梨県財務規則第137条第3項規定中の特別な理由に該当するとして)。この場合、機械購入の際、入札等せっかく安価に購入したとしても、保守点検業務が高額となってしまう可能性がある。これらの機械装置など、購入先と保守業務先とがひも付きのような場合には、長期継続契約による方法も検討すべきである。また、これにより、見積もり合わせ等形骸化した余分な業務もなくなり、業務の効率化にも寄与する。

衛生公害研究所

1-4- (6)

衛生公害研究所の日常清掃等の業務委託において、日常清掃が清掃業務仕様書どおりに行われていない。具体的には、清掃業務仕様書では、日常清掃について週2回(火・金)で実施し、当日が祭日に当たる場合はその前後に行うことになっている。しかし、平成20年度、年間9日は清掃が実施されていなかった。今後清掃が実施されたか確認し、清掃業務仕様書の見直しも行う必要がある。

業務委託契約書による清掃業務仕様書によると、日常清掃業務は次のように実施することになっている。

回数	清掃箇所	面積㎡	清掃内容
日常清掃	1～4階 共用通路 2・4階の更衣室		
週2回(火・金)	1・3階トイレ 東 階段 西 階段 玄関	548.0	除塵・水拭き・ゴミの処理 便器清掃・ペーパー交換

清掃は週2回、当日が祭日に当たる場合はその前後に行う。
清掃時間(午前8時30分～午後5時)、必要人員は甲乙協議して作業を行う。
塵芥はゴミ置き場に適宜置き、処分する。

平成20年度の清掃業務報告書によると、清掃業務仕様書どおりに行われていなかった状況は下記のとおりである。

清掃実施予定日	曜日	祭日か平日か	祭日の振替の有無	実施状況
平成20年4月29日	火	祭日	無し	清掃未実施
5月6日	火	祭日	無し	清掃未実施
6月20日	金	平日	無し	清掃未実施
8月1日	金	平日	無し	清掃未実施
12月23日	火	祭日	無し	清掃未実施
12月30日	火	祭日	無し	清掃未実施
平成21年1月2日	金	平日	無し	清掃未実施
1月23日	金	平日	無し	清掃未実施
3月20日	金	祭日	無し	清掃未実施

日常清掃は、週2回、1ヶ月36,000円(税抜)で積算されているため、上記のように9日実施されていないので、影響額は約1ヶ月分36,000×1.05=37,800円となる。日常清掃日が祭日のときに清掃がいらぬのであれば、年間契約するときに祭日を除いた回数に単価を乗じ、清掃実施に当たった実績に基づいて支払を行う必要がある。

中北保健福祉事務所

1-5- (1)

主要備品原簿に登録されている54件の100万円以上の物件のうち3件、取得総額9,896,240円については、現物がなかった。一方、主要備品以外で備品原簿に登録されているものうち、15件が不明と記されていたが、18件については、所在が確認された。棚おろしの際のチェックを台帳に記載していなかったため、台帳の整備が不十分であったといえる。このため内容確認後棄却申請を出し、適切な管理を今後行う必要がある。

主要備品原簿に登録されている次の3件については、現物がなかった。これは、備品を使用している衛生監視指導センターにおいて、機器の更新時に、業者へ引き取ってもらったのが原因であるが、平成21年度末には廃却申請を出す必要がある。また、分光光度計3台あるがうち2台は保守点検も行い、実際に使用しているが、残り1台は保守点検が行われておらず、使用済みもないため棄却申請を出し、適切な資産管理に努めるべきである。

現物がない主要備品3件

分類番号	分類名	品名	規格品質	取得年月日	取得価額
05-04-05	クロマトグラフ	液体クロマトグラフ	島津 LC-6AD	平成元年6月30日	4,120,000円
05-04-05	クロマトグラフ	液体クロマトグラフ	島津 LC-10AD	平成5年8月31日	3,605,000円
05-99-08	試薬料調整機器	リソトマトリックリソーター	800型	平成4年6月12日	2,171,240円
合計					9,896,240円

棚卸担当者が不明としたものについて15件がそのまま監査日現在備品原簿に登録されていた物件

備品番号	分類番号	品名	規格品質	取得年月日	取得価額
88000030	2004/1/11	超音波洗浄機	超音波洗浄機	昭和63年8月25日	70,000円
40007747	05-99-20	カラムホルダー	ミヤトリケン 井内DS-C	不明	—
93000075	2001/4/7	ドライベンジ・シムロフ	フランス電線	平成5年12月28日	58,504円
3007677	05-04-99	オートセルマスタ	M-200	平成16年3月28日	546,000円
40007749	05-99-90	自己記録温度計	ST-72-2	不明	—
2003693	05-99-03	振とう恒速機	解卵器	平成14年11月18日	769,650円
97000340	05-99-03	8針型針	針	平成9年6月18日	761,250円
40007665	05-99-99	パナソニック	パナソニック	不明	—
1001768	2005/6/2	流量計	—	不明	—
1001769	05-04-99	流量計	—	不明	—
1001770	05-04-99	流量計	—	不明	—
40007686	2005/4/14	ホモジナイザー	クサノ科学	不明	—
1001765	05-99-02	自動ワシ洗浄機	クサノ科学	不明	—
1001786	05-99-02	自動ワシ洗浄機	池本理化学工業	不明	—
40007407	2001/4/4	スクリーン装置	スクリーン装置	不明	—
合計					2,205,404円

- (1) 中北保健福祉事務所には、母子家庭等の世帯の自立促進のため、①母子福祉資金、②寡婦福祉資金、③父子福祉資金の3つの貸付業務を行っている。(※父子福祉資金の新規貸付は、平成17年度をもって終了)。現在、財務会計システムと母寡システムの調定額に差異が発生しており、平成21年3月末時点で財務会計の金額が母子福祉資金で315,831円、寡婦福祉資金で135,792円、母寡システムの金額より大きくなっている。差異発生理由を把握し、今後に役立てると共に、平成21年度末においては、母寡システムの金額に一致させるべく調定減等の手続が必要である。
- (2) また、母寡システムでは調定未済額は把握できるものの、一般の会社でいう貸付金残高(県では調定済未収額+調定未済額)が把握できるシステムとなっていない。今後システムの見直しも必要と考える。

平成20年度末 福祉資金貸付・償還状況一覧 通常会社で言う貸付金残高である。

母子福祉資金	資金種別	貸付現在額	件数	償還予定額	累計収入額	調定済未収額 +調定未済額	件数	調定済未収額 (繰越額)	件数
母子福祉資金	事業開始	70,430,000	31	76,066,579	56,407,142	19,659,437	17	17,654,901	16
	事業継続	14,151,095	12	15,301,282	12,329,660	2,971,622	6	2,457,642	4
	技能取得	9,282,700	19	9,682,182	7,098,161	2,584,021	10	124,486	3
	修学	8,692,686	21	9,007,480	6,663,502	2,353,978	9	376,195	3
	医療介護	1,939,000	6	1,935,000	1,842,000	97,000	1	97,000	1
	生活	31,173,684	57	33,594,462	18,839,628	14,754,834	36	2,997,880	25
	就職支援	3,255,000	13	3,862,708	2,737,316	625,392	6	336,404	4
	住宅	65,340,000	44	72,434,496	67,513,534	4,920,962	10	2,216,496	5
	住宅	6,556,000	25	5,934,110	4,610,065	1,324,045	11	410,934	4
	修学	602,348,272	514	601,248,272	384,972,341	216,275,931	166	41,078,055	106
	修学	93,873,070	346	93,873,070	61,271,979	32,601,091	162	8,927,336	82
	修学	906,091,789	1,088	922,443,641	624,275,328	298,168,313	534	75,808,060	255
		※償還予定額		922,443,641円(元金:306,091,789円 利息:16,351,852円)			75,808,060		255
								-315,831	
								差額	

寡婦福祉資金	資金種別	貸付現在額	件数	償還予定額	累計収入額	調定済未収額 +調定未済額	件数	調定済未収額 (繰越額)	件数
寡婦福祉資金	事業開始	12,200,000	5	13,616,736	10,737,449	2,879,287	3	2,579,287	3
	事業継続	4,780,000	4	5,261,976	4,405,228	856,748	1	856,748	1
	修学	250,000	1	250,000	208,336	41,664	1	41,664	1
	生活	618,000	1	666,249	322,016	344,233	1	344,233	1
	就職支援	520,000	2	520,000	279,972	240,028	2	0	0
	住宅	30,770,000	20	34,150,137	30,222,091	3,955,046	5	3,955,046	5
	住宅	462,000	2	483,639	296,492	187,147	2	187,147	2
	修学	39,050,000	28	39,050,000	25,726,700	13,313,300	19	3,494,400	6
	修学	3,770,000	10	3,770,000	2,891,989	878,011	3	585,987	3
	結 算	560,000	2	594,192	594,192	0	0	0	0
	結 算	92,980,000	75	98,392,929	75,694,465	22,698,464	37	12,347,512	22
			※償還予定額		98,392,929円(元金:39,256,048円 利息:5,412,929円)			12,347,512	
								-135,792	
								差額	

父子福祉資金	資金種別	貸付現在額	件数	償還予定額	累計収入額	調定済未収額 +調定未済額	件数	調定済未収額 (繰越額)	件数	
父子福祉資金	修学	300,000	1	330,048	302,950	27,098	1	27,098	1	
	修学	26,916,000	24	26,916,000	18,686,778	8,229,222	3	3,162,000	3	
	修学	2,010,000	10	2,010,000	1,371,510	638,490	2	438,500	2	
	修学	29,226,000	35	29,256,048	20,361,238	8,894,810	6	3,627,598	6	
			※償還予定額		29,256,048円(元金:23,226,000円 利息:30,048円)			3,627,598		6
									差額	

- (1) 事業開始資金の未収金のうち、M氏に対する897,850円は借受者の死亡後10年が経過しており、現在相続人に催促したが時効が援用され、連帯保証人も死亡し、相続が放棄されているので、事務を進め最終的には不能欠損処理を行うべきである。
- (2) 山梨県では県民敬老祝金を平成20年度、中北保健福祉事務所では総額390万円を支払っている。
- 実際の祝金の支給については、各保健福祉事務所から市町村に委託しているが、祝金をきちんと各人に配ったかの確認はとっていない。このため、敬老祝金が確実に本人に渡ったか否かを確認する措置を講じるべきである。
- (3) 在宅重度心身障害者居室整備費補助金は補助対象基準額200万円を限度として算定されるが、当該補助金の実績報告書の添付書類に業者からの領収書が要求されていないため、当初の工事内容が変更されても、補助金はそのまま支払われたままとなるため、実績報告書の添付書類として領収書を加えるべきである。

- (1) 事業(飲食業)開始資金として、昭和55年8月30日に1,200,000円をM氏に貸付け、現在897,850円が未償還金として残っている。但し、M氏は昭和58年に死亡し、長女も死亡、長男は時効を援用し、連帯保証人のM・H氏も平成14年に死亡、妻とは昭和57年に離婚、同氏の子供も免責決定、相継放棄が行われ、現状では回収不能と考えられるため不能欠損処理を行うべきである。
- (2) 実際の祝金の支給は各保健福祉事務所から市町村に委託されている。祝金という性格上、口座振込みという形はとらず、お祝い袋に現金をいれて配布するという形態を取っているため、現状では確実にお年寄りに渡されているかの確認は取れない。
- 支給確認については、山梨県財務規則に則って委託先市町から提出される支払調査をもって行っており、現行制度上は適正な処理と言えるが、某市町村のように家族署名等の領収書をとる等何らかの改善が望まれる。
- なお、各市の平成21年度における確認書類は以下の通りとなっている。

受領証照印又は家族署名	3市、1町
祝金受領証・支払証明書(市が作成)	1市
訪問日程表(市が作成)	2市

- (3) 居室整備費補助金は、工事請負契約を締結しても工事内容が変更されることは十分考えられ、実際の支払額が少ないこともあれば多いこともある。このため、補助金の実績報告書の添付書類として領収書を加えることが必要である。

中北保健福祉事務所

I-5-4

- (1) 切手の受払管理は行われており、残高もすっかり把握されていたが、ハガキ50円が210枚あったが、受払管理されていなかったため、切手同様のハガキについても受払残高管理を行う必要がある。
- (2) エアハンドリソグユニット点検結果では、平成20年10月30日以降2回に渡り、加湿器より漏水があり修理を要求されていた。
- (3) 中北保健福祉事務所等合同庁舎清掃業務委託において、清掃内容が清掃作業基準仕様書に明記されている。これによると①月、水、金曜日清掃1,026.84㎡と②火、木曜日清掃986.54㎡③1か月に1回清掃331.65㎡を清掃することになっているため、清掃業務日誌で確認したところが仕様書どおりの清掃が行われていなかった。業務日誌の内容を業者に確認することが必要である。

- (1) ハガキ50円が210枚あったが、受払管理が行われていなかったため、使用簿に登載し、受払管理をする必要がある。
- (2) エアハンドリソグユニット点検結果2度に渡り加湿器より漏れがあり、修理を要求されていた。この件について業者から見積書を徴取し、平成21年11月19日に改修を完了した。
- (3) 中央合同庁舎清掃業務日誌で平成21年3月9日(月曜日)のものは下記のとおりであるが、清掃作業仕様書などには行われていなかった。従って業務日誌の内容を業者に確認することが必要である。

中央合同庁舎清掃業務日誌

平成21年3月9日(月曜日)	報告者	Y・E氏
階段室 (月水金)	3階	ホール廊下 (月水金)
1階 郵便センター (月水金)	レ	湯沸室 (月水金)
ホール廊下 (月～金)	レ	便所 (月～金)
湯沸室 (月水金)	レ	洗面所 (月～金)
便所 (月～金)	レ	ホール廊下 (月水金)
風除室 (月～金)	レ	4階
受付 (火木)	レ	湯沸室 (月水金)
2階 所長室 (月水金)	レ	便所 (月～金)
副所長室 (月水金)	レ	洗面所 (月～金)
事務室 (火木)	レ	塔屋 階段室 (月水金)

が清掃日であるにもかかわらず清掃が実施されていない箇所である。

中北保健福祉事務所

I-5-5

- (1) 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金について、助成金が過少に支払われていたり、また「燃料購入量及び金額が明示された請求書あて(請求者氏名)の領収書及び計算書、又は支払証明書を提出することとなっているが、ガソリン・軽油の種別のないもの、鉛筆書きの支払証明書、修正液での修正等不適切な領収書が散見された。きちんとした領収書を提出するよう指導すべきである。
- (2) 水銀測定装置一式(積算価格2,280,600円)の購入に際し、指名競争入札を行っている。しかしながら、水銀測定装置一式では、指名業者5社のうち2社が1回目の入札で辞退しており、そのうち1社はスパイラルシステムの入札でも辞退した業者である。普段から取引のある業者の安心感もあるであろうが、他に理化学機器登録業者が88社あることから指名業者の思い切った入れ替えも検討する必要がある。

- (1) ナアルズ市、北杜市について検討したところ、以下の問題が検出された。S・I氏について本来は407.2リットルで計算しなければならぬのに、23.3リットル分について申請されていなかった。その結果、本来受けられる補助金よりも932円補助金が少なくなっている。当補助金は申請主義であるとはいえ、受付の際に申請者の利益に配慮したチェックを行う必要がある。また、領収書において、ガソリン・軽油の種別のないもの、鉛筆書きの支払証明書、修正液での修正等不適切な領収書が散見された。ガソリン・軽油の区別が補助金額の計算にも影響するため、きちんとした領収書を提出するよう指導すべきである。
- (2) 平成20年10月30日水銀測定装置一式(2,247,000円)平成20年8月22日スパイラルシステム一式(3,003,000円)を指名競争入札で購入しているが、入札の結果は次のとおりである。

水銀測定装置一式(積算価格2,280,600円)	スパイラルシステム(積算価格2,864,910円)			
指名業者	1回目	指名業者	1回目	2回目
S社	2,400,000円	S社	3,050,000円	2,970,000円
T社	2,360,000円	T社	3,040,000円	2,960,000円(注)
R社	辞退	R社	3,100,000円	辞退
R社	辞退	N社	辞退	—
B社	2,140,000円	B社	3,100,000円	3,000,000円

(注) 協議結果で、2,860,000円となる。

2つの入札の指名業者とも普段から取引のある業者であり、特に水銀測定装置の入札ではいきなり2社が辞退している。普段から取引のある業者の安心感もあるであろうが、他に理化学機器登録業者が88社あることから指名業者の思い切った入れ替えが必要である。

嶽南保健福祉事務所

1-6-1 (1)

- (1) 年末調整において控除対象配偶者でない者を控除対象配偶者として処理していたため源泉所得税額が76,000円徴収不足となっていた。
 (2) 備品原簿に登録されているが、全く使用されていないものは除却・廃却をすべきであり、また物品管理シールと現物が一致せず、シール未貼付のものがあるなど現物管理が徹底されていない状況があった。

(1) 嶽南保健福祉事務所の平成20年度の年末調整の検証をしたところ、1人について誤りがあった。扶養控除の誤りであり、本来控除対象配偶者でないところを、控除対象配偶者として扱っていた。これによって、源泉所得税額として76,000円徴収不足が生じることになる。確定申告により納税する必要がある。

(2) 備品原簿に登録された備品について、実査を実施した。その結果、以下の表のものについて、問題点があったので、適宜適正に処理をすべきである。

No	物品管理番号	品名	取得年月日	取得価額(円)
①	90000100	運動処理ソフトE919	平成3年3月30日	1,317,000
②	95000064	ワードプロセッサ東芝 Rupo JV-Y700	平成8年3月8日	165,830
③	40008017	オートプロロッカー 下置15人用		61,000
④	40008018	オートプロロッカー 下置15人用		61,000

① 当該ソフトは、運動処方ソフト「生活改善プログラム」(プロッセイデアス)で生活習慣病対策の事業ツールとして使用されていたが、プログラム更新費用がかさむことや市販の廉価版ソフトで十分な対応が図れることから使用の意義が薄れ、現在は使用しておらず今後使用する可能性がないものであった。棄却すべきである。

② 保管場所が、嶽南保健福祉事務所 3階倉庫であるが、当該場所にワードプロセッサが2台あり上記の物品には物品管理シールが貼っていないかった。物品管理表(95000064)が貼ってあったのは、「ワードプロセッサ 東芝 Rupo JV-8020」であり、管理されるべき物品には貼っていないかった。また、当該物品は取得してから10年以上経過しており、パソコンが主流である今日、廃棄も含めて検討すべきである。

③ 及び④保管場所は、嶽南保健福祉事務所の3階倉庫である。これには、物品管理表のシールが貼っていないかった。物品管理シールを貼付すべきである。

嶽南保健福祉事務所

1-6-1 (2)

児童福祉法による保育所運営費負担金の民間施設給与等改善費の算定について、職員1人当たり平均勤続年数の算定対象となる職員は、①すべての常勤職員、②勤務形態が1日6時間以上、かつ月20日以上で社会保険等に加入している非常勤職員となっているが、申請書には履歴書の写しだけが添付されている。民間施設給与等改善費の加算率を適用する根拠となる勤続年数の確認に当たっては、履歴書の他に勤続年数を確認できる資料を徴収して行うべきである。

社会保険の加入記録や在職証明書等の客観的な資料により確認した数値は、下記のとおりである。

氏名	①現に勤務する施設の勤続年数	②その他の社会福祉施設の通算勤続年数	③合計 ①+②		同左あるべき数値		差異
			①+②	あるべき①	あるべき②	あるべき③ ③-②	
1	29年1月	0年0月	29年1月	同左	同左	同左	-
2	19年7月	1年0月	20年7月	19年8月	0年10月	20年0月	1月
3	10年1月	0年0月	10年1月	同左	同左	同左	-
4	7年5月	1年4月	8年9月	3年1月	5年8月	同左	-
5	2年10月	4年0月	6年10月	2年11月	2年6月	5年5月	1年5月
6	0年5月	3年0月	3年5月	0年6月	2年4月	2年10月	7月
7	0年0月	0年0月	0年0月	同左	同左	同左	-
8	0年0月	0年0月	0年0月	同左	同左	同左	-
9	5年3月	0年0月	5年8月	5年9月	同左	5年9月	△1月
10	14年4月	5年6月	19年10月	14年5月	同左	19年11月	△1月
11	3年1月	0年0月	3年1月	同左	同左	同左	-
A	92年5月	14年10月	107年4月	88年7月	16年10月	105年5月	1年11月
合計11人							

職員1人当たりの平均勤続年数

職員1人当たりの平均勤続年数	算式B÷A=C (6月以上端数は切り上げ)	B	C
		10年(9年9月)	10年(9年7月)

民間施設給与等改善費の加算率

職員1人当たりの平均勤続年数	加算率
10年以上	12%加算
7年以上10年未満	10%加算
4年以上7年未満	8%加算
4年未満	4%加算

嶽南保健福祉事務所

1-6-1 (3)

業者が死亡し、相続人たる子が営業を続けていた旅館について、旅館業法及び食品衛生法に基づく相続人が営業を承継する場合に必要な手続きが行われていなかった事例が1件あった。
また、相続人が行ったこの旅館の飲食店営業許可有効期限満了時の許可申請手続きにおいて、死亡した被相続人名義のまま虚偽の申請が2度に渡り行われていた。

この事例は、極めて特異なケースであるが、業者の本人確認の方法について、今後検討していく必要がある。

関係法令

○旅館業法

第三条の三 業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き継ぎ営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までには、被相続人に対して第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

○食品衛生法

第五十三条 前条第一項の許可を受けた者（以下この条において「許可業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(社福) 山梨県社会福祉協議会

II-1-1 (1)

切手の残高が629万円あったが、帳簿外処理となっていた。また、629万円のうち160万円は県からの受託事業において、翌事業年度の経費を当事業年度の経費として発生させ、蓄財したものである。県からの受託事業については、適正な精算処理を行う必要がある。さらに、切手残高629万円について、会計処理上は貯蔵品として資産計上すべきであり、その分通信運搬費の費用が少なくて済むはずであった。

(1) 平成21年4月以降往査日（平成21年8月5日）までの受払記録は、下記のとおりである。

但し、当法人の郵便整理簿は次のとおりであるが残高欄がないため、平成21年3月31日の残高は推定金額ということになる。

平成21年	通数	受高	通数	払高	残高
3月31日					推定 6,124,068
4月分合計	2,946	309,020	3,856	344,530	
5月分合計	3,900	419,000	3,273	375,910	
6月分合計	6,900	870,700	5,315	750,215	
7月分合計	6,199	697,385	5,987	632,040	
8月5日まで	0	0	218	22,140	6,295,338

平成21年3月31日の推定金額は6,124,068円となる。

(2) 平成21年8月5日現在の切手の現物の残高は次のとおりである。

保管場所	切手の種類	枚数	金額
金庫	200円	7,000枚	1,400,000円
	140円	7,000枚	980,000円
	120円	7,000枚	840,000円
	100円	7,000枚	700,000円
	90円	7,000枚	630,000円
小計	80円	8,000枚	640,000円
	20円	3,000枚	60,000円
	200円	46,000枚	5,250,000円
	140円	2,076枚	415,200円
	120円	671枚	93,940円
総務課	120円	1,714枚	205,680円
	100円	1,155枚	115,500円
	90円	1,266枚	113,940円
	80円	612枚	48,960円
	80円		